

# 第23回 技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議 事 次 第

平成30年11月14日(水)  
10:00～12:00  
厚生労働省専用第21会議室

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 平成30年度技能検定職種の統廃合について
- (2) 報告事項
  - ア 平成29年度技能検定実施状況について
  - イ 平成30年度技能検定作業の統廃合等の検討の予定について
- (3) その他

## 3 閉会

(配付資料)

- 資料1 平成30年度技能検定職種の統廃合について
- 資料2-1 平成29年度「技能検定」の実施状況について(平成30年7月27日厚生労働省発表)
- 資料2-2 平成30年度技能検定作業の統廃合について
- 参考資料1 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)
- 参考資料2 規制改革推進のための第2次答申(抄)
- 参考資料3 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(2009年1月)
- 参考資料4 技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について
- 参考資料5 職種・作業別受検申請者数の推移
- 参考資料6 技能検定の職種(作業)、等級区分及び対象とする技能の内容

# 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

## 1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

## 2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

## 3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号（平成29年9月1日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

## 4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

## 5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

平成30年11月14日

大野 高裕 早稲田大学 教授

北浦 正行 座長 武蔵大学 客員教授

黒澤 昌子 政策研究大学院大学 教授

松井 泰則 立教大学 経営学部 教授

松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授

松本 宏行 ものつくり大学 総合機械学科 教授

八木澤 徹 株式会社日刊工業新聞 論説委員

和田 正毅 職業能力開発総合大学校能力開発院  
基盤ものづくり系(機械加工ユニット) 教授

五十音順・敬称略

# 資料1 平成30年度技能検定職 種の統廃合について

ひと、くらし、みらいのために



あしたを拓く人を創る  
人材開発統括官

# 技能検定の職種等の統廃合等について

- 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)  
既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。
- 規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)  
検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



## 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書 (平成21年1月)

- 1 検討体制  
技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当
- 2 作業計画  
前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当
- 3 統廃合等の判断基準
  - 検討対象職種の選定(第1次判断)  
過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。  
ただし、以下の場合は検討対象から除外。
    - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
    - ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合
  - 社会的便益の評価(第2次判断)  
①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断  
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当
- 4 検討過程の客観性・透明性の確保
  - ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当



## 検討会におけるこれまでの検討状況(1/2)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23廃止
木工機械整備職種	28	隔年	H24他職種と 統合		
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウエルポイント職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	エ-ビルパ <sup>®</sup> 礼施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24他職種と 統合
H23	(対象無し)				
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。	(H27再検討)



## 検討会におけるこれまでの検討状況(2/2)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	(H29再検討)
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	(H29再検討)
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年度技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	要フォロー
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	要フォロー
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当である。	H29° リプレに 職種名称変更
	エ-ILソ-ハ° 礼施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	



## 過去検討結果のフォローアップ

### 機械木工職種(平成29年度検討)

#### 【検討会結論】

平成31年度技能検定試験(次回)における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。



平成31年度の受検申請者数を踏まえ、平成32年度の本検討会において再度検討する。なお、定期試験は、例年後期に実施。

### 陶磁器製造職種(平成29年度検討)

#### 【検討会結論】

今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。



本年度の受検申請者数を踏まえ、対応を決定する。受検申請者数が90人以上となった場合は、平成31年度の本検討会に再度諮る。なお、平成30年度は、前期に試験を実施しているところ、受検申請者数は77名であり未達。ただし、後期においても試験免除者から申請があれば、受検申請者数に算入する必要があるため、最終的な受検申請者数は未確定。



## 職種の新廃合について

[第1次判断基準] (平成21年1月技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書5(3)①)

統廃合等の検討対象となる人数(第1次判断)の基準については、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下(直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えているものを除く。)とすることが適当である。(中略)

なお、第1次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから検討対象から外すことが適当である。

第1次判断基準該当職種	作業名	申請者数実績						実施公示(実績) <sup>※1</sup>	平均申請者数	備考	判定
		H24	H25	H26	H27	H28	H29				
金属溶解	鋳鉄溶解作業 <sup>※2</sup>	94	15		72			24,25,27	47	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	鋳鋼溶解作業			14			20	26,29			
	軽合金溶解炉溶解作業			34			32	26,29			
縫製機械整備	縫製機械整備作業	78		80		160		24,26,28	53	2年に1回実施、平均50人以上	対象外
機械木工	機械木工作業		33			15		25,28	26	H32に再検討予定	(検討済)
	木工機械整備作業		34			74		25,28			
陶磁器製造	絵付け作業		83		58			25,27	29	要すればH31に再検討予定	(検討済)
	原型製作作業							-			
	手ろくろ成形作業(H28作業廃止済)	16			19			24,27			
酒造	清酒製造作業	95	74	76	118	159		24,25,26,27,28	87	6年間に5回実施、各実施年での平均100人以上	対象外
枠組壁建築	枠組壁工事作業	124		77	135	137	80	24,26,27,28,29	92	6年間に5回実施、各実施年での平均100人以上	対象外
エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル施工作業		69		77		102	25,27,29	41	前年度検討済(3年に1回の開催とする)	(検討済)
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	109		102	4	95	16	24,26,28	51 <sup>※3</sup>	2年に1回実施、平均50人以上	対象外
印章彫刻	木口彫刻作業	117			101			24,27	36	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	ゴム彫刻作業							-			

※1 定期試験を実施した年に限る(随時試験のみを実施した年を除外)、ウェルポイント施工のH27、H29が該当

※2 鋳鉄溶解作業は平成26年度に作業統合しており、24年度は鋳鉄誘導炉溶解作業、25年度は鋳鉄キュポラ溶解作業と、別々の作業で実施している

※3 随時試験のみを実施した年(H27、H29)を除外して再計算した



## まとめ(案)

- 過去6年間の職種ごとの年間平均受検者数を確認したところ、統廃合の判断基準(第1次判断基準)に該当するものはなかった。
- 基準に該当するものがなかった平成23年度と同様に、本年度の職種の統廃合に係る検討は終了とし、報告書の作成も行わないこととしたい。
- 毎年6月末を目処に、前年度の集計を行い、最新の6年平均を算出した上で、その結果を踏まえ検討会でご議論いただくこととしていることから、次回は、平成30年度の受検申請者数が取りまとまった後に、改めて本検討会を開催させていただきたい。

## (参考)技能検定職種数の推移 (平成18年度～)

	新設	統廃合	指定試験機関方式への移行	増減	累計※
H18					137(129)
H19	2 (ウェブデザイン、知的財産管理)	3 (家庭用電気治療器調整、ほうろう加工、浴槽設備施工: いずれも廃止)		▲1	136(126)
H20	1 (キャリアコンサルティング)	1 (工業彫刻:機械加工へ統合)			136(125)
H21	1 (着付け)	1 (スレート施工:廃止)			136(124)
H22	2 (ピアノ調律、ハウスクリーニング)	2 (ファインセラミックス製品製造、漆器製造:いずれも廃止)			136(122)
H23		7 (金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、竹工芸、ガラス製品 製造、レンガ積み、コンクリート積みブロック施工、建築図 面製作:いずれも廃止)		▲7	129(115)
H24		1 (木工機械整備:機械木工に統合)		▲1	128(114)
H25					128(114)
H26					128(114)
H27			1 (機械保全)		128(113)
H28		1 (複写機組立て:廃止)		▲1	127(112)
H29	2 (接客販売、フィットネスクラブ・マネジメント)	1 (木型製作:廃止)		1	128(111)
H30	2 (ブライダルコーディネーター、ホテル・マネジメント)			2	130(111)

※ 年度末時点の数字。カッコ内は都道府県方式の職種数(内数)。

※ 新設職種はいずれも指定試験機関方式の職種、統廃合職種はいずれも都道府県機関方式の職種。



## Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 7 月 27 日

【照会先】

人材開発統括官付 能力評価担当参事官室  
参事官 瀧原 章夫  
主任職業能力検定官 釜石 英雄  
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5936)  
(直通電話) 03(3502)6958

### 平成 29 年度「技能検定」の実施状況を公表します

～合格者数は、前年度に比べ 8.3%増加し、新たに約 33 万人が「技能士」に～

厚生労働省ではこのほど、平成 29 年度「技能検定」の実施状況をまとめましたので、公表します。その結果、平成 29 年度の合格者数は 32 万 8,778 人で、前年度に比べ 2 万 5,234 人 (8.3%) の増加となりました。

技能検定制度は、働く上で身につけるべき、または必要とされる技能の程度を国が証明するもので、現在 130 職種で実施しています。この検定に合格した人だけが「技能士」を名乗ることができ、昭和 34 年度の制度開始から今回の実施までで、延べ約 665 万人が合格しています。

#### 【平成 29 年度の実施状況の概要】

- 受検申請者数の合計は 78 万 4,048 人で、前年度比で 2 万 6,668 人 (3.5%) の増加 [別添 P 1-1 参照]
- 合格者数の合計は 32 万 8,778 人で、前年度比で 2 万 5,234 人 (8.3%) の増加
- 合格率は 41.9%と前年度 (40.1%) とほぼ同水準。[別添 P 1-1 参照]
- 制度創設当初からの合格者数の累計は、664 万 9,982 人 [別添 P 4-4 参照]
- 職種別に見ると、最も受検申請者数が多い職種はファイナンシャル・プランニングで 46 万 7,876 人 [別添 P 2-3、同 3-4 参照]
- 等級別に見ると、最も受検申請者数が多い等級は 2 級 (中級相当) で、33 万 4,364 人 [別添 P 1-2 (2) 参照]

(別添資料) 平成 29 年度「技能検定」実施状況

※ 技能検定関連の情報は、ポータルサイト「技のとびら」でご覧いただけます。

<http://www.waza.javada.or.jp/>

# 平成29年度「技能検定」実施状況

別添資料

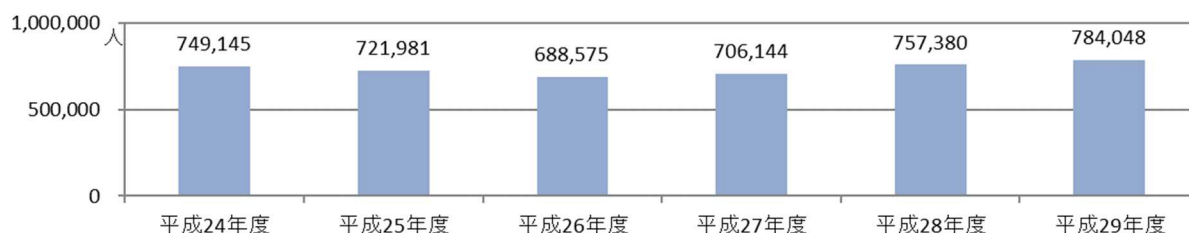
## 1. 等級別の実施状況（平成29年度）

等級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受検申請者数 (前年度比)	合格者数 (前年度比)	合格率 (前年度)
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	5,236人 (+0.3%)	1,159人 (-5.8%)	22.1% (23.6%)
1級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	93,599人 (-0.5%)	30,602人 (-11.7%)	32.7% (36.9%)
2級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	334,364人 (-1.3%)	95,549人 (+2.8%)	28.6% (27.5%)
3級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	269,690人 (+8.4%)	135,373人 (+15.1%)	50.2% (46.8%)
随時3級 (技能実習生を対象とし、初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	13,835人 (+1,219%)	5,752人 (+872%)	41.6% (56.4%)
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	4,249人 (-0.9%)	2,369人 (+2.0%)	55.8% (54.2%)
基礎1級、基礎2級及び基礎級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	63,075人 (+17.9%)	57,974人 (+16.1%)	91.4% (92.8%)
合計	784,048人 (+3.5%)	328,778人 (+8.3%)	41.9% (40.1%)

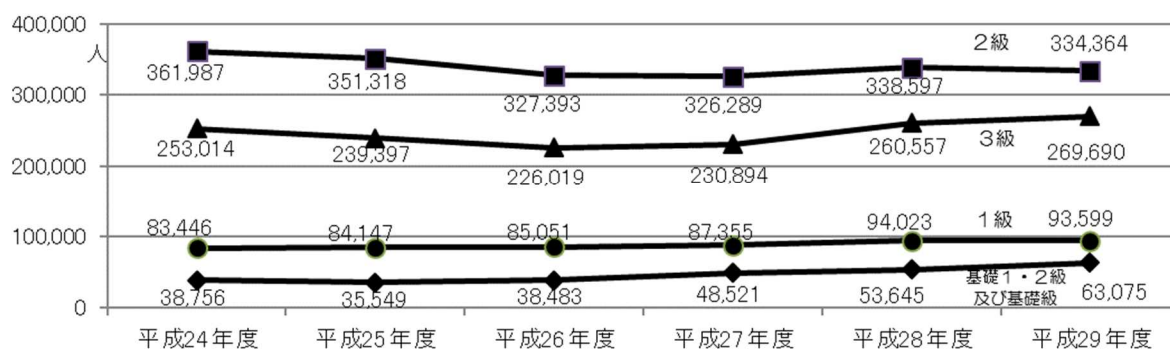
※ 技能検定は学科試験と実技試験により行われ、受検申請者数について、当該年度に同時に両試験に申請した者は、1名として計上している。例外として、学科試験の合格が実技試験の受検要件となっているため、両試験を同時に申請できない一部の職種（ファイナンシャル・プランニング<sup>®</sup>1級、金融窓口サービス1級、知的財産管理1級、接客販売1級及び2級、フィットネスクラブ・マネジメント1級）については、学科試験と実技試験の受検申請者数の合計を計上している（以下同じ）。

## 2. 受検申請者数の推移（過去6年間）

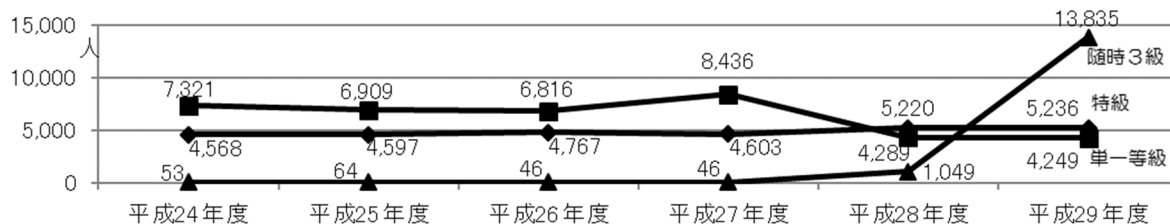
### (1) 全等級の合計



### (2) 1級、2級、3級、基礎1・2級及び基礎級



### (3) 特級、単一等級及び随時3級



### 3. 等級別受検申請者数の多い職種（各上位5職種）

#### 全等級合計

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	467,876	1.2%	152,526	12.1%
機械保全	35,475	-2.2%	12,045	-27.3%
機械加工	22,168	4.2%	13,970	7.1%
知的財産管理	17,862	-5.9%	8,491	-3.0%
機械検査	15,212	19.7%	9,360	25.5%

#### 特級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
機械加工	1087	11.0%	218	80.2%
機械保全	631	-1.1%	171	-16.2%
仕上げ	503	-2.3%	65	-46.7%
電子機器組立て	404	-6.9%	104	-16.1%
金属熱処理	345	11.3%	81	32.8%

#### 1級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	22,858	18.6%	2,053	28.0%
機械保全	11,500	-3.3%	2,834	-33.9%
塗装	5,298	1.3%	2,359	-10.7%
機械加工	3,607	-5.7%	1,730	-6.2%
防水施工	3,574	9.1%	1,904	9.7%

#### 2級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	240,163	-0.9%	56,353	11.0%
機械保全	16,426	-5.6%	4,563	-37.2%
機械加工	6,789	-4.6%	3,547	-0.6%
知的財産管理	6,682	-3.6%	2,426	-11.9%
金融窓口サービス	5,346	-2.3%	1,409	41.2%

#### 3級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	204,855	2.1%	94,120	12.5%
知的財産管理	10,056	-6.1%	5,929	1.4%
機械検査	8,200	27.9%	5,907	26.1%
金融窓口サービス	6,897	-2.9%	2,765	-7.4%
機械加工	6,024	1.2%	4,444	3.1%

#### 随時3級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
婦人子供服製造	2,982	603.3%	1,303	445.2%
とび	991	1805.8%	483	1688.9%
型枠施工	867	2308.3%	375	1685.7%
鉄筋施工	840	888.2%	390	509.4%
塗装	688	1664.1%	311	1973.3%

#### 単一等級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
調理	990	-5.2%	543	-15.8%
樹脂接着剤注入施工	710	12.7%	395	16.9%
路面標示施工	651	4.2%	385	14.9%
産業洗浄	646	-1.4%	410	7.6%
ハウスクリーニング	345	-5.5%	99	-9.2%

#### 基礎1・2級及び基礎級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
婦人子供服製造	7,859	-0.5%	7,218	-2.1%
プラスチック成形	6,030	16.2%	5,444	15.4%
とび	5,206	31.4%	4,570	27.3%
機械加工	4,014	20.1%	3,762	18.4%
電子機器組立て	3,669	29.0%	3,526	29.8%

#### 4. 検定職種別受検申請者数の推移（過去6年分）及び平成29年度の合格者数

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (平成29年度)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
1 ウェブデザイン ※	2,805	2,592	2,787	2,942	3,437	3,785	3,058	1,902
2 キャリアコンサルティング ※	4,942	8,496	5,560	6,736	6,962	6,030	6,454	659
3 ピアノ調律 ※	1,270	1,094	772	683	702	617	856	228
4 ファイナンシャル・プランニング ※	477,439	451,431	420,494	424,036	462,304	467,876	450,597	152,526
5 知的財産管理 ※	18,315	18,514	17,991	18,265	18,982	17,862	18,322	8,491
6 金融窓口サービス ※	17,816	16,316	15,058	14,785	13,094	12,777	14,974	4,224
7 接客販売 ※							418	418
8 着付け ※	1,743	1,558	1,250	1,213	1,132	1,298	1,366	773
9 レストランサービス ※	3,840	4,155	4,349	4,261	4,436	4,571	4,269	2,647
10 フィットネスクラブ・マネジメント ※						121	121	-
11 ビル設備管理 ※	57	85	75	75	99	99	82	48
12 園芸装飾	1,110	1,073	1,080	1,072	1,040	1,009	1,064	660
13 造園	4,721	4,708	4,798	4,862	4,791	4,815	4,783	2,877
14 さく井	577	503	590	578	566	589	567	335
15 金属溶解	94	15	48	72	-	52	47	24
16 鋳造	1,780	1,649	1,764	2,001	1,959	2,377	1,922	1,976
17 鍛造	251	158	263	199	294	230	233	204
18 金属熱処理	4,596	5,103	5,381	5,450	5,594	4,750	5,146	2,408
19 粉末冶金	97	158	66	96	89	119	104	85
20 機械加工	22,250	21,128	21,240	21,175	21,269	22,168	21,538	13,970
21 放電加工	655	653	563	553	542	581	591	218
22 金型製作	159	89	140	106	119	84	116	38
23 金属プレス加工	3,454	3,283	3,324	3,583	3,877	4,934	3,743	3,709
24 鉄工	2,159	2,010	2,104	2,303	2,374	2,939	2,315	1,922
25 建築板金	1,542	1,495	1,615	1,688	1,902	1,853	1,683	963
26 工場板金	2,594	2,334	2,415	2,561	2,780	3,047	2,622	1,959
27 めっき	1,618	1,508	1,508	1,628	1,635	2,085	1,664	1,349
28 アルミニウム陽極酸化処理	110	128	139	52	171	123	121	108
29 溶射	114	87	154	83	170	69	113	39
30 金属ばね製造	576	567	574	563	540	521	557	251
31 ロープ加工	171	141	120	101	129	96	126	52
32 仕上げ	5,871	5,858	5,415	5,637	5,672	5,800	5,709	2,828
33 切削工具研削	256	226	191	201	163	147	197	58
34 機械検査	10,273	10,814	11,057	12,350	12,706	15,212	12,069	9,360
35 ダイカスト	1,322	1,202	1,157	1,077	1,131	1,246	1,189	932
36 機械保全 ※	32,507	33,191	33,443	30,748	36,280	35,475	33,607	12,045
37 電子回路接続	299	259	269	278	258	241	267	99
38 電子機器組立て	8,765	7,760	7,699	8,634	9,141	10,622	8,770	7,158
39 電気機器組立て	5,701	6,297	5,931	6,529	6,533	7,506	6,416	4,018
40 半導体製品製造	2,388	2,114	2,074	1,926	1,740	1,556	1,966	554
41 プリント配線板製造	1,068	866	832	743	653	608	795	333
42 自動販売機調整	900	909	786	632	626	533	731	97
43 産業車両整備	450	409	349	335	333	353	372	231
44 鉄道車両製造・整備	1,602	1,569	1,554	1,487	1,623	1,468	1,551	919
45 時計修理	1,058	964	1,049	1,063	1,094	1,199	1,071	700
46 光学機器製造	492	435	479	438	425	438	451	213
47 内燃機関組立て	906	911	930	940	993	949	938	477
48 空気圧装置組立て	2,685	2,764	2,710	2,706	2,572	2,914	2,725	1,524
49 油圧装置調整	1,960	1,817	1,690	1,784	1,554	1,461	1,711	608
50 縫製機械整備	78	-	80	-	160	-	53	-
51 建設機械整備	3,170	3,159	3,514	3,687	3,838	3,817	3,531	1,941
52 農業機械整備	2,000	1,780	1,808	1,832	1,692	1,769	1,814	1,083
53 冷凍空気調和機器施工	1,727	1,749	1,967	2,312	2,072	2,180	2,001	1,207
54 染色	174	234	179	213	175	334	218	251
55 ニット製品製造	137	131	96	170	153	174	144	131
56 婦人子供服製造	10,116	9,117	8,346	8,874	8,667	11,336	9,409	8,830
57 紳士服製造	644	442	440	634	521	645	554	538
58 和裁	453	430	349	304	284	299	353	160
59 寝具製作	199	218	134	176	182	187	183	170
60 帆布製品製造	601	671	579	667	666	597	630	458
61 布はく縫製	193	201	103	133	197	265	182	194
62 機械木工	-	67	-	-	89	-	26	-
63 家具製作	758	734	677	955	1,044	1,609	963	1,109
64 建具製作	334	279	340	290	266	326	306	184
65 紙器・段ボール箱製造	295	200	384	308	440	549	363	469
66 製版	80	70	58	-	189	196	99	113
67 印刷	906	931	807	880	1,047	1,079	942	741
68 製本	401	425	446	456	652	746	521	634
69 プラスチック成形	10,478	9,976	10,074	10,297	10,781	12,140	10,624	7,599
70 強化プラスチック成形	412	341	261	292	336	409	342	281

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (平成29年度)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
71 陶磁器製造	16	83	-	77	-	-	29	-
72 石材施工	396	303	414	335	446	406	383	212
73 パン製造	1,777	1,742	1,543	1,841	2,079	2,523	1,918	1,796
74 菓子製造	445	463	369	398	401	392	411	218
75 製麺	94	131	145	122	128	183	134	136
76 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	960	942	947	1,216	1,329	1,538	1,155	1,170
77 水産練り製品製造	639	779	634	840	770	943	768	744
78 みそ製造	232	-	168	-	234	-	106	-
79 酒造	95	74	76	118	159	-	87	-
80 情報配線施工 ※	436	400	388	512	508	674	486	364
81 建築大工	4,644	4,642	5,185	5,679	5,898	7,017	5,511	4,399
82 枠組壁建築	124	-	77	135	137	80	92	31
83 かかわらぶき	524	432	439	465	426	433	453	285
84 とび	3,687	3,893	4,460	6,097	7,715	10,186	6,006	7,223
85 左官	1,142	1,129	1,196	1,568	1,667	1,863	1,428	1,346
86 築炉	363	380	350	400	379	399	379	271
87 ブロック建築	123	152	161	168	224	258	181	140
88 エーエルシーパネル施工	-	69	-	77	-	102	41	94
89 タイル張り	278	399	423	548	485	675	468	430
90 畳製作	180	130	161	162	134	150	153	93
91 配管	3,502	3,323	3,407	3,929	4,141	4,360	3,777	2,307
92 厨房設備施工	267	225	259	241	298	301	265	206
93 型枠施工	2,093	2,196	2,540	3,670	4,015	5,216	3,288	3,495
94 鉄筋施工	2,795	3,149	3,892	5,018	5,076	6,368	4,383	4,194
95 コンクリート圧送施工	513	607	655	727	725	846	679	575
96 防水施工	3,402	3,543	3,628	4,127	4,279	4,849	3,971	2,822
97 樹脂接着剤注入施工	632	600	584	636	630	710	632	395
98 内装仕上げ施工	1,781	1,913	2,042	2,539	2,957	3,109	2,390	2,196
99 熱絶縁施工	568	675	726	748	796	893	734	475
100 カーテンウォール施工	185	202	171	227	228	188	200	102
101 サッシ施工	469	553	522	603	690	648	581	342
102 自動ドア施工	270	251	272	280	290	345	285	255
103 バルコニー施工	181	104	184	109	155	139	145	91
104 ガラス施工	426	396	428	450	469	407	429	196
105 ウェルポイント施工	109	-	102	4	95	16	54	15
106 テクニカルイラストレーション	342	314	321	306	314	439	339	282
107 機械・プラント製図	5,586	5,505	5,921	5,435	5,739	6,041	5,705	2,121
108 電気製図	477	508	574	548	553	527	531	236
109 化学分析	184	192	307	361	382	447	312	260
110 金属材料試験	826	790	798	775	767	801	793	306
111 貴金属装身具製作	267	252	270	282	274	278	271	143
112 印章彫刻	117	-	-	101	-	-	36	-
113 ガラス用フィルム施工 ※	227	230	162	215	185	172	199	105
114 表装	643	652	530	768	789	861	707	464
115 塗装	8,266	8,608	8,438	9,317	10,450	11,695	9,462	7,158
116 路面標示施工	663	722	576	610	625	651	641	385
117 塗料調色	120	109	129	129	122	93	117	47
118 広告美術仕上げ	152	164	142	190	219	224	182	179
119 義肢・装具製作	150	121	204	91	150	56	129	36
120 舞台機構調整	1,107	1,157	1,200	1,150	1,278	1,359	1,209	703
121 工業包装	614	717	714	1,239	1,510	2,648	1,240	2,313
122 写真	113	172	174	158	137	138	149	89
123 調理 ※	1,247	1,120	1,120	1,095	1,044	990	1,103	543
124 ビルクリーニング ※	3,016	2,769	2,718	4,306	3,362	2,652	3,137	1,436
125 ハウスクリーニング ※	214	308	284	327	365	345	307	99
126 産業洗浄	617	631	576	529	655	646	609	410
127 商品装飾展示	390	430	291	296	337	346	348	260
128 フラワー装飾	1,866	1,960	2,099	2,105	2,133	2,142	2,051	1,586
合計	749,145	721,981	688,575	706,144	757,380	784,048	734,546	328,778
都道府県方式	215,778	212,913	215,567	195,945	204,488	228,286	212,163	142,581
指定試験機関方式	533,367	509,068	473,008	510,199	552,892	555,762	522,383	186,197
昭和34年度からの受検申請者数の累計	12,409,870	13,131,851	13,820,426	14,526,570	15,283,950	16,067,998		
昭和34年度からの合格者数の累計	5,189,518	5,467,723	5,742,979	6,017,660	6,321,204	6,649,982		

(注1) 職種名に※が付されているものは、指定試験機関が技能検定試験を行う職種である。

(注2) 職種の順番は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の記載順であり、番号は便宜的に振ったものである。

(注3) 欄中に斜線が入っているものは、その試験の設定が無い（職種の追加前）ことを表す。



## 技能検定制度について

### 1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成29年度には全国で約78万人の受検申請があり、約33万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約665万人が技能士となっている。

### 2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成30年7月23日現在130職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級及び基礎級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

### 3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等19職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

### 4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関の長名の合格証書が交付される。

## 技能検定職種一覧表 (130 職種)

平成 30 年 7 月 23 日現在

技能検定職種	
建設関係 (32)	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係 (1)	陶磁器製造
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (8)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (6)	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	プリプレス、印刷、製本
その他 (30)	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリアコンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>プライダルコーディネーター</u> (※)、 <u>接客販売</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>ホテル・マネジメント</u> (※)、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>フィットネスクラブ・マネジメント</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の 19 職種については、指定試験機関(民間機関)において実施することとなっている。

(※)の 2 職種については、平成 30 年 7 月 23 日に追加された職種である。

# 資料2-2 平成30年度技能検 定作業の統廃合について

ひと、くらし、みらいのために



あしたを拓く人を創る  
人材開発統括官

## 技能検定の作業の統廃合等について

### 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H27. 1. 9 技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

#### (1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下

#### (2) 作業の廃止の検討対象の選定基準

上記(1)に関わらず、設置されている全等級において、直近10年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止の検討対象とする。

### 作業の統廃合等に係る検討体制及び検討内容

検討対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図る施策を含め以下の観点から検討を行う。

- (1) 試験内容の妥当性について
- (2) 関係業界の取組について
- (3) 社会的便益の状況について
- (4) 試験実施間隔の見直しについて

上記観点からの検討の後、必要な取組を促し、3年間程度は改善状況について情報収集。改善が見込めなければ、再度当該作業の統廃合等について、必要に応じて職業能力開発専門調査員会で検討。



# 作業の統廃合について

【選定基準】(平成24年11月13日技能検定職種の統廃合等に関する検討会(平成27年1月9日一部改正))

①作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったもの

②直近10年間にわたって、実施公示のない作業

優先順位	1職種1作業			1職種2作業			1職種3作業		
	毎年実施	隔年実施	3年毎実施	毎年実施	隔年実施	3年毎実施	毎年実施	隔年実施	3年毎実施
1	29人以下			14人以下			8人以下		
2	100人以下	49人以下	29人以下	50人以下	24人以下	14人以下	30人以下	14人以下	8人以下

【選定基準①該当作業】

職種	作業名	職種内作業数	平均受検者数(※)	実施公示	優先順位	備考
金属溶解	鋳鋼溶解作業	3	5.7	26,29	1	
機械加工	ジグ中ぐり盤作業	23	5.3	25,28	1	
金型製作	プラスチック成形用金型製作作業	2	20.2	24,26,28	2	
切削工具研削	超硬刃物研磨作業	2	8.8	24,27	1	平成29年度検討済み(条件クリア)
機械木工	機械木工作業	2	8.0	25,28	1	
建具製作	木製建具機械加工作業	2	21.3	24,26,28	2	
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業	3	25.8	毎年	2	
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業	3	3.3	25,28	1	
産業洗浄	化学洗浄作業	2	9.8	25,29	1	平成27年度検討済み(条件未達)

※ 随時試験のみを実施した年を除外して再計算した

【選定基準②該当作業】

職種	作業名	直近の公示年	職種名	作業名	直近の公示年
鍛造	自由鍛造作業	平成12年度	染色	型紙なせん作業	平成16年度
機械加工	ブローチ盤作業	平成8年度	染色	スクリーンなせん作業	平成7年度
機械加工	歯車形削り盤作業	平成17年度	ニット製品製造	丸編みニット製造作業	平成12年度
機械加工	かさ歯車歯切り盤作業	平成17年度	布はく縫製	衛生白衣製造作業	平成12年度
機械加工	ホーニング盤作業	平成11年度	陶磁器製造	原型製作作業	平成12年度
機械加工	けがき作業	平成16年度	印章彫刻	ゴム印彫刻作業	平成15年度
鉄道車両製造・整備	原動機整備作業	平成17年度	広告美術仕上げ	広告面プラスチック仕上げ作業	平成8年度



## 平成30年度統廃合検討対象作業について

### 【選定基準①関係】

選定基準①に該当する作業は9作業あり、うち優先順1に該当する作業が6作業あることから、本年度は優先順位1に該当する作業から、本年度検討する必要性が高いと考えられる以下の作業を選定する。

	職種	作業名	作業数	平均受検者数	実施公示	優先順位	備考
	金属溶解	鋳鋼溶解作業	3	5.7	26,29	1	次年度検討としたい
	機械加工	ジグ中ぐり作業	23	5.3	25,28	1	職種内作業全体で包括的に検討する
	切削工具研削	超硬刃物研磨作業	2	8.8	24,27	1	平成29年度検討済み
	機械木工	機械木工作業	2	8.0	25,28	1	職種の統廃合について検討中
[候補]	広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業	3	3.3	25,28	1	
[候補]	産業洗浄	化学洗浄作業	2	9.8	25,29	1	平成27年度検討済み※

※ 平成25年度に統廃合の検討を行い、平成27年度に関係団体(日本洗浄技能開発協会)から受検者の増加に向けた取組の検討結果が提出されたため、同年、再度専門調査委員会を開催。同会議にて団体、中央協会、本省の分担による受検者増の取組をまとめ、平成29年度の前期試験に45人以上を確保することを条件に存続することとされたものの、当該試験における受検者は37人であり条件未達。

### 【選定基準②関係】

選定基準②に該当する作業は14作業あるが、いずれも過去に業界団体に統廃合について意見をうかがっているところ、本年度は、それらのうち、存続のニーズが少ないと思われる以下の作業を選定する。

	職種	作業名	直近の公示年	過去の経緯
[候補]	染色	型紙なせん作業	平成16年度	平成27年に、関係業界団体においてニーズ調査を行うとの連絡あり。その後、存続の意向を示す企業があったとは聞いていない。
		スクリーンなせん作業	平成7年度	
[候補]	布はく縫製	衛生白衣製造作業	平成12年度	関係業界団体が解散している可能性あり。
	印章彫刻	ゴム印彫刻作業	平成15年度	関係業界団体より、作業廃止について同意を得ている。なお、最終試験については、平成31年度後期に実施予定。
[候補]	広告美術仕上げ	広告面プラスチック仕上げ作業	平成8年度	平成27年に、関係業界団体から廃止も含めた検討を行うとの連絡あり。



## (参考) 検討対象候補作業の等級別受検申請者数

※ 灰色のセルは、実施公示がなかったもの

職種	作業	等級区分	等級	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
広告美術 仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業	1～2級	1級		8			7		21
			2級	1	1		4			
	広告面プラスチック仕上げ作業	1～2級	1級	(平成9年度より休止)						0
			2級							
	広告面粘着シート仕上げ作業	1～3級	1級	66	60	57	86	87	97	600超
			2級	47	54	46	49	67	60	
3級			38	41	39	55	54	67		

職種	作業	等級区分	等級	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
産業洗浄	高圧洗浄作業	単一等級	単一	617	609	573	529	655	609	600超
	化学洗浄作業	単一等級	単一		22	3			37	62

### 【参考】H29年度検討結果

⇒ H30年度の受検申請者数が45人以上の場合は、次々回の受検申請者数も踏まえて再検討する。

⇒ H30年度の受検者数は、1級32人、2級29人の計61名であった。

職種	作業	等級区分	等級	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
切削工具 研削	工作機械用切削工具研削作業	1～2級	1級	104	119	97	109	87	85	600超
			2級	130	107	94	85	76	62	
	超硬刃物研磨作業	1～2級	1級	16			24			53
			2級	6			7			



## (参考) 技能検定集中強化プロジェクトによる 検定職種・作業の新設について

- 産業競争力会議において外部労働市場の活性化に資する能力評価制度の構築が議論される中で、ものづくり分野の代表的な評価制度である技能検定制度の充実が課題に。
- 日本再興戦略改訂版においても、ものづくりなど人材不足分野における人材確保・育成対策を強化する観点から、技能検定制度のさらなる普及・拡充及び若者を重点とした積極的活用の促進が求められるもの。
- これら課題に対応し、産業活動の変化、高度化や労働市場上のニーズ、技能実習制度の見直し等に即応した技能検定のアップデート、活用促進を図る総合的な取組「**技能検定集中強化プロジェクト**」を推進している。



技能検定集中強化プロジェクトの一つとして、検定職種・作業の新設に係る検討を行っている。

### 【具体的実施事項】

- ① 人材ニーズの高まりの顕在化・技能継承の必要性が認められる分野について、企業・団体への訪問調査等を通じ人材ニーズの把握・分析を行う。
- ② 若年技能者のためのエントリー級である3級職種について、業界関係者、教育訓練関係者等双方からニーズ把握し、人手不足分野を重点に3級職種・作業の新設を行う。

現在、前年度以前からの継続検討案件も含め、**8作業**について作業追加の可否等について検討を進めているところ。また、3級新設についても、併せて検討を進めているところ。



## 行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日  
閣 議 決 定

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。以下「12 年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。以下「16 年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年通常国会に提出する。

## 2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

## (4) 特別の法律により設立される民間法人の見直し

特別の法律により設立される民間法人については、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、その事業等について別表 5 の措置を講ずる。

また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）等に適合するよう引き続き指導監督を行う。

## 【別表 5】

法人名（所管府省）	講ずべき措置
＜その他法人＞	
中央職業能力開発協会 （厚生労働省）	○技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。 ○（以下略）

規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）（抄）

## II. 各重点分野における規制改革

### 5 官業改革

#### （3）既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

##### ② 特別の法律により設立される民間法人

##### ア 中央職業能力開発協会

#### 【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参入が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議）における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、各種技能検定職種の更なる民間参入の促進を図るとともに、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参入の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方に基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等をもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

#### 【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進す

るため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。【平成20年度結論】



厚生労働省発表

平成21年1月16日

職業能力開発局能力評価課

課長 岩崎 修

主任技能検定官 木口 昌子

課長補佐 金谷 雅也

電話 03(5253)1111(内線 5944)

夜間直通 03(3502)6958

## 「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」報告書

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。本制度は、昭和34年度から実施され、平成19年度には全国で約60万人の受検申請があり、約23万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約374万人が技能士となっている。

こうした中、平成19年12月に公表された規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」において、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、今後の検定職種の統廃合等について「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」（座長：北浦 正行（社会経済生産性本部事務局次長））において検討され、今般、報告書が別添のとおり取りまとめられた。同報告書においては、同答申で指摘された項目について、次のような考え方が示されている。

### （1）検討体制

検定職種の統廃合等に当たっては、技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会（以下「検討会」という。）において検討することが適当である。

### （2）作業計画

検討会において、毎年9月末までに、受検者数を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（第1次判断）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（第2次判断）、統廃合等の可否について検討することが適当である。

### （3）統廃合等の判断基準

#### ① 検討対象職種の選定（第1次判断）

統廃合等の検討対象となる人数の基準については、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下とすることが適当である。

#### ② 社会的便益の評価（第2次判断）

第1次判断の基準となる人数を下回る職種については、社会的便益を勘案してその存続の適否を判断することが必要である。

# 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告の概要

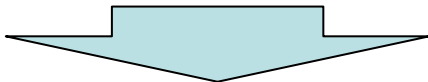
## 規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

### 1 検定職種の統廃合について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

### 2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討



## 検定職種の統廃合について

### 1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

### 2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

### 3 統廃合等の判断基準

#### 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。  
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下  
の場合

#### 社会的便益の評価(第2次判断)

① 業界、② 受検者、③ 雇用主、④ 消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断  
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

### 4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
- ② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

## 指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適当

## 今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上

技能検定の職種等の見直しに関する  
専門調査員会報告書

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会

2009年1月

## 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会名簿

氏名	職名
天野 富男	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院教授
(座長) 北浦 正行	社会経済生産性本部事務局次長
柴田 裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部 政策研究業務企画室長
橋本 光男	職業能力開発総合大学校電気システム工学科教授
松井 泰則	立教大学経営学部教授
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸学科准教授
八木澤 徹	日刊工業新聞社編集委員兼論説委員
和田 充夫	関西学院大学商学部教授

※五十音順・敬称略

## 目 次

1	はじめに	P. 1
2	最近の職種の新設・統廃合の状況	P. 1
3	技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会の設置	P. 2
4	技能検定の職種等の見直しに向けたアンケート調査の結果	P. 3
5	検定職種の統廃合等について	P. 4
6	指定試験機関の営利団体への開放について	P. 6
7	今後の発展に向けて	P. 7



## 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書

### 1 はじめに

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、① 企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、② 検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③ 多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④ 技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

こうした中、昨年12月に、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行ったのでここに報告する。

### 2 最近の職種の 신설・統廃合の状況

#### (1) 「行政改革の基本方針」及び「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」

技能検定の職種見直しについて、平成17年12月24日に「行政改革の基本方針」において「技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。」との指摘を受け、また、同年12月21日に「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において「各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図るべきである。また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行うべきである。」との指摘を受けた。

#### (2) 技能検定職種等のあり方に関する検討会の設置

これらの指摘を踏まえ、平成18年5月に「技能検定職種等のあり方に関する

検討会」を開催、同年9月に報告がとりまとめられた。

この報告のなかで、検定職種の統廃合について、

- ① 検定職種の統廃合に当たっては、技能検定を開始してから一定の年数を超えた職種であって、かつ、受検者数が特に少ない検定職種を検討の対象とすることとし、まずは統廃合の可能性を検討することが適当である。
- ② 基本的に次のような場合には、廃止の方向で検討することが適当である。
  - ・ 当該技能に対する需要や当該技能を必要とする製品の需要等が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。当該技能を有する人材に対する需要が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
  - ・ 技能検定試験の実施等において、業界団体等の協力が得られないこと。等の基本的考え方が示された。

### (3) 職種の 신설・統廃合の状況

検定職種の統廃合については、この基本的考え方にに基づき、検定職種の統廃合に係る調査を実施し、「職業能力開発専門調査員」の意見を聴取し、実施してきたところである。

平成18年9月以降の検定職種の 신설及び統廃合は以下のとおりである。

- ① 新設職種（指定試験機関が実施するもの）
  - ウェブデザイン（平成19年4月4日）
  - 知的財産管理（平成19年10月31日）
  - キャリア・コンサルティング（平成20年2月29日）
- ② 統廃合職種
  - 家庭用電気治療器調整（平成19年10月31日に廃止）
  - 浴槽設備施工（平成19年10月31日に廃止）
  - 工業彫刻（平成20年2月29日機械加工職種に統合）
  - ほうろう加工（平成20年2月29日に廃止）

## 3 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会の設置

こうした中で、平成19年12月25日に「規制改革推進のための第2次答申」が出され、検定職種の統廃合等について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

を行うとともに、指定試験機関の営利団体への開放について、安定性・継続性、中

立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討すべき、との指摘がなされた。

こうした指摘を受けて、平成20年5月に、「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、主に統廃合等の基準について議論を行ったところ、統廃合等を検討するにあたっては定量的基準だけでなく、社会的便益についても明らかにするべきとの問題提起があった。この問題提起を受けて、同年8月には業界団体及び技能検定受検者を対象として、技能検定が企業や労働者に及ぼす効果を検定職種ごとに明らかにすることを目的にアンケート調査を実施した。このアンケート結果及び「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告も踏まえ、検定職種等の見直しの体制、作業計画、基準等について検討を行った。

#### 4 技能検定の職種等の見直しに向けたアンケート調査の結果

技能検定職種の統廃合対象職種を選定するにあたっては受検者数も重要であるが、それ以外にも社会的便益を考慮する必要があるとの指摘があったことから、技能検定が企業や労働者に及ぼす効果を検定職種ごとに明らかにすることを目的に、業界団体及び技能検定受検者を対象としてアンケート調査を実施した。その結果の概要は次のとおりである。

##### (1) 業界団体調査結果の概要

実技試験への協力については86%の団体が行っており、その内容は、検定委員の派遣(90%)、試験準備・片付け(60%)、補助員の派遣(59%)、試験のための材料の貸与又は便宜供与(57%)、試験のための会場・設備の貸与又は便宜供与(56%)等となっていた。

団体の関係職種が技能検定として存在するメリットについては、① 技能者の技能水準を客観評価できる、② 国家検定合格で自信と誇りにつながる、③ 職業の知名度が上がり、団体のまとまりがよくなる、④ 知識と技能の両方が身に付く、⑤ 技能水準の向上が製品品質の安定化につながる、等をメリットとして掲げる団体が多かった。

従業員が技能検定を受検又は合格した場合の企業のメリットについては、「担当業務に関する専門知識・技能が身に付く」が最多で(86%)、「従業員の能力評価基準となる」「従業員の意欲が高まる」「技能継承ができる」も6割以上が該当ありとしている。

##### (2) 技能検定受検者調査結果の概要

回答者の内訳をみると、男女別では男性が95%を占め、平均年齢は31.4歳、職業別では会社員が77%・学生10%・自営業8%となっていた。等級別では1級と2級で全体の9割近くを占めていた。

受検動機については、職業別で見ると、会社員は「勤務先の勧め」の割合が高く、等級別では3級において「自分の意思」の割合が高かった。これは、受検生の多くを学生が占めるためと思われる。

受検と合格のメリットについて、「あり」と答えた者の割合をみると、「技能レベルをアピールできる」が最多で、いずれの職業も高い数値を示した。「就職・転職に有利」は学生において割合が高く、「取引上の必要」は自営業において割合が高かった。

### (3) 社会的便益について

以上のような業界団体及び受検者にとってのメリットを踏まえ、技能検定の有する社会的便益を抽出すると、次のように整理できた。

ア 業界にとっての便益（括弧内はアンケート調査において指摘があった職種）

- ① 技能伝承の観点から必要（左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など）
- ② 必須部品の品質維持に必要（金属熱処理、内燃機関組立て）
- ③ 統一的な技能の評価に役立つ（陶磁器製造）

イ 受検者にとっての便益

- ① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等（建設系職種）
- ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ（全般）
- ③ キャリア形成に役立つ（建築板金、左官、家具製作、熱絶縁施工）

ウ 雇用主にとっての便益

- ① 企業の社員教育として役立っている（全般）
- ② 従業員への目標設定となっている（全般）
- ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある（造園、配管）

エ 消費者・国民にとっての便益

- ① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保（機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工など）
- ② 伝統産業の振興に役立つ（かわらぶき、陶磁器製造、染色、水産練り製品製造、寝具製作）
- ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持（金属溶解、金属材料試験、婦人子供服製造）

## 5 検定職種の統廃合等について

以上のアンケート調査の結果や「規制改革推進のための第2次答申」を踏まえ、本専門調査員会では、今後の統廃合等の進め方について検討を行った。以下では、「規制改革推進のための第2次答申」で指摘された4つの項目（統廃合等の検討体制の整備、作業計画の策定、統廃合の定量的な基準、検討過程の客観性・透明性の

確保) について本専門調査員会の考えを記述する。

### (1) 検討体制

検定職種の統廃合等に当たっては、例えば、本専門調査員会のメンバーのような技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会(以下「検討会」という。)において毎年度検討することが適当である。

### (2) 作業計画

検討会において、前年度までの実績に基づき、毎年9月末までに、まず、受検者数を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、次に、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合等の可否について検討することが適当である。なお、第2次判断に際し、当該職種の社会的便益を検討するに当たっては、統廃合等の対象となる職種やその関連職種の関係業界団体に対するヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを実施することが必要である。

統廃合等の検討を行う期間等については、検討対象職種選定(第1次判断)後速やかに、存続の是非について結論を得ることとし、第2次判断後、存続と結論されなかった職種に対しては、統合、廃止又は指定試験機関への移行の選択肢について関係業界団体と協議し、1年以内を目途に実施することが適当である(別紙1参照)。

### (3) 統廃合等の判断基準

#### ① 検討対象職種の選定(第1次判断)

統廃合等の検討対象となる人数(第1次判断)の基準については、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下(直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えているものを除く。)とすることが適当である。ただし、第2次判断にかかる時間などを勘案すると、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当であり、初年度においては、30人以下、次年度においては50人以下、次々年度においては100人以下を対象とすることが考えられる。

なお、第1次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから検討対象から外すことが適当である。

#### ② 社会的便益の評価(第2次判断)

第1次判断の基準となる人数を下回る職種については、上記のとおり、一律に統廃合等するのではなく、社会的便益を勘案してその存続の適否を判断すること(第2次判断)が必要である。

社会的便益については、アンケート結果を見ると、前述のとおり、業界にとっ

ての便益、受検者にとっての便益、雇用主にとっての便益、消費者にとっての便益の4つに分類される(別紙2参照)。これら社会的便益を一般指標化するとともに、職種属性によって社会的便益が異なることから、対象職種をグループ分けし、第2次判断の基準を明確にすることが適当である(別紙3参照)。

#### (4) 検討過程の客観性・透明性の確保

検定職種の統廃合等の検討過程の客観性、透明性を確保するためには、(1)に示したような検討体制を整備するほか、検討に用いる基礎的な情報を公開することが必要である。第1次判断には職種ごとの受検者数を用いることとしており、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当である。

また、検討の結果存続することが適当と判断された職種を含め、技能検定制度が労働者の技能習得意欲の増進、雇用の安定、円滑な再就職、技能労働者の社会的な評価の向上といった所期の目的を達成しているかを検証するため、企業・労働者等に及ぼす効果についての業界団体及び受検者を対象としたアンケート調査結果を公表することが適当である。さらに、合格後一定期間経過した労働者やその所属企業等を対象にアンケート調査を行い、その結果を公表することについても検討する必要がある。

なお、規制改革会議からは、検定職種ごとの収支構造を明らかにするよう指摘を受けた。職種ごとの収入や支出については、技能検定の事務に当たる中央及び都道府県職業能力開発協会に対する補助金や協会における人件費、管理費などの共通経費を按分する基準が不明確なことや、アンケート調査で明らかになったとおり、人的支援、場所の提供、道具の修理・保管など職種ごとに業界団体から金銭に換算できないものも含め多様な援助があることから、客観的に正確なデータを示すことは困難である。ただし、職種ごとの受検料収入については、客観的なデータを示すことが可能であり、これについては公表することが適当である。

## 6 指定試験機関の営利団体への開放について

現在、指定試験機関は非営利の団体に限定されている。「規制改革推進のための第2次答申」では「安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討すべき」との指摘があったことから、本専門調査員会において、この点についても検討を行った。

その結果、指定試験機関を営利団体に開放することについては、そもそも技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、次のような問題点があることを踏まえると、不適當であると考えられる。

- ・ 「指定」という行政行為において、試験指定機関の安定性・継続性を担保でき

ない（「契約」ならば違約金等で担保できる。）。

- ・ 採算がとれなければ指定試験機関から撤退することになるが、不採算のみを理由とした技能検定の廃止が社会的に容認されるとは考えづらい。
- ・ 営利団体が指定試験機関となった場合、当該団体の講習等を受講している受検者が有利となることが生じ得るため、中立性・公平性を担保できない。
- ・ 指定試験機関が営利団体であると、技能検定以外の業務分野において営利目的のために特定の企業との契約など中立性・公平性に反した行為を行うことが十分に想定され、その場合、当該機関の行う技能検定の中立性・公平性までも疑われる可能性が高い。

## 7 今後の発展に向けて

技能検定は、労働者に専門な知識や技能を付与するだけでなく労働意欲の向上、技能継承、製品の品質の安定化、労働安全に寄与することを目的とするものであり、大変大きな社会的意義を有している。技能検定の今後の発展に向けては、こうした社会的意義についての国民一般の理解を深めることがまず求められる。

また、技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう本報告に基づき毎年度検討会を開催して速やかな職種の統廃合等の推進を図ることが必要である。この場合、業界の自主的努力を促すため、統廃合等の検討対象職種となることが見込まれるものについては、あらかじめその旨を周知して対応を検討しておくことが適当である。一方、引き続き検定を実施する職種については、常に現場で必要とされる最新の作業内容を反映した試験内容となるよう見直しを行うとともに、当該試験内容が技能水準の評価に不可欠なものであることを継続的に周知していくなど、その的確な運用が求められる。

このため、今回のアンケート調査結果など受検者等の社会的ニーズを踏まえ不断の見直しを行うことが必要である。さらに、統廃合等のみでなく、広く社会的ニーズを把握することにより、指定試験機関方式の活用等による新規職種の追加についても、当該職種にかかわる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義を更に高めていくことにも取り組む必要がある。

一方、検討の結果、廃止の結論が得られた職種についても、単に検定試験を行わないという消極的な対応に止まらず、これまでの検定試験問題を公表するなど引き続き今までの実績の有効活用について積極的に検討することが適当である。

人口減少社会を迎え、経済社会の活力の維持・向上を図るためには、職業能力開発を効果的かつ整合的に推進し、技能が尊重され、正當に評価される社会を実現することが必要である。そのためには、以上のことを踏まえて技能検定制度の発展を図るとともに、同制度を中核として職業能力評価に係るインフラが整備されるような取組を進めることが望まれる。

# 都道府県が実施する検定職種の統廃合等の作業計画

## <第一次判断>

一定の受検者数を基準として統廃合等の検討対象職種を選定

毎年9月末までに選定

## <第二次判断>

受検者数以外の社会的便益(社会経済的意義)を検討を勧告し、統廃合等の可否について検討

- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングを行う。
- ・ パブリックコメントを実施する

第二次判断について  
検討

現在の職種のまま引き続き  
都道府県が実施

職種の統廃合又は  
指定試験機関への移行

現行のまま存続するか  
年度内に結論

他の職種と統合して  
都道府県が実施

指定試験機関  
として実施

廃止

1年以内に決定

政令改正

※ 技能検定試験は、職業能力開発促進法第46条第2項及び第4項に基づき、都道府県及び都道府県職業能力開発協会が実施している。また、一部の職種については、同法第47条第1項に基づき、指定試験機関が実施している。



## 社会的便益の事例

## ＜業界にとっての便益＞

- ・若年技能者の育成、標準的技術水準の確保が可能(全般)。
- ・技能伝承の観点から必要である(左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など)。
- ・自動車製造において必須部品の製作に必要(金属熱処理、内燃機関組立て)。
- ・技術の普及、発展に寄与し、JIS、安全衛生法に準拠した標準作業として普及している(溶射)。
- ・精密工学産業にとって、重要な基礎技能である(機械加工)。
- ・職業訓練校、工業高校等がなくなったため、知識・標準作業の習得の場として役立つ(染色)。
- ・零細企業や個人経営が多いため、伝統工芸士の認定がない地域を含めて統一的な技能の評価に役立つ(陶磁器製造)。

## ＜雇用主にとっての便益＞

- ・企業の社員教育として役立つ(全般)。
- ・従業員への目標設定となっている(全般)。
- ・技能者の育成、若手技能者の入職促進、定着に大きな効果がある。(造園)
- ・3級検定は、在学生でも受検でき大きな目標となり、若年労働者の確保にもつながる。(配管)

## 社会的便益

## ＜消費者・国民にとっての便益＞

- ・関係する会社の技能者の能力を評価する際に一つの重要な目安として利用できる(機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)。
- ・めっきは幾多のインフラを錆から守るという大きな使命を担い、技能士の存在は、めっきの技術を確かなものとし、顧客からの信頼・信用に大きく寄与している(めっき)。
- ・技能士の資格をもった従業員が機器の修理整備を担当することで、顧客の信頼を得られる(縫製機械整備、農業機械整備)。
- ・技能士の製作した商品に対して、消費者からの信頼が高い(寝具製作)。
- ・法規に関する幅広い知識と加工技術が要求されているため、技能士の加工した製品は、安全に使用できるとの信頼の下に使用されるシステムが出来ている(ロープ加工)。
- ・競合品の輸入増加に対応するためには、品質の向上が効果的(金属溶解)
- ・伝統文化を後生に伝えることができる(寝具製作)

## ＜受検者にとっての便益＞

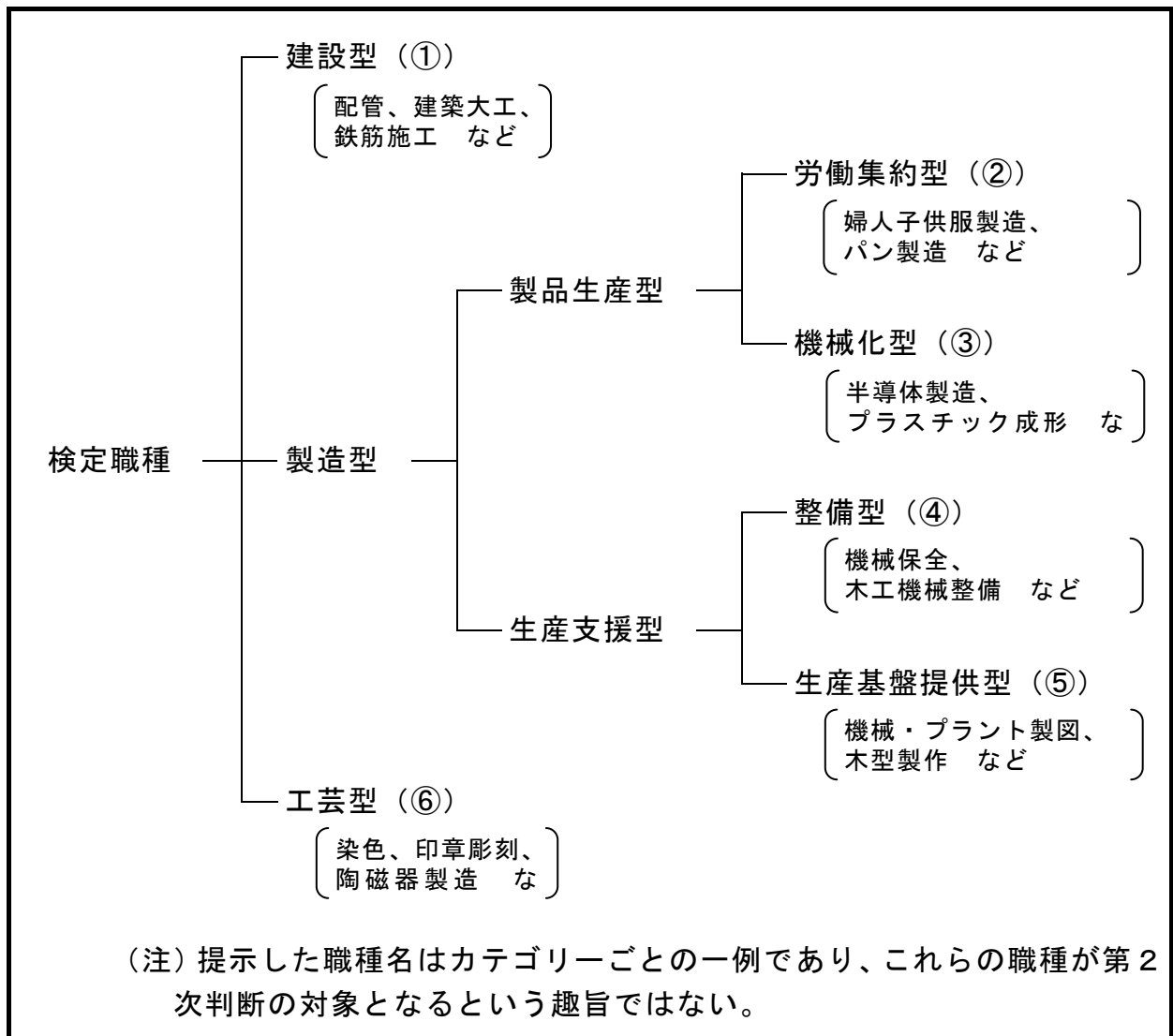
- ・建設工事の入札時において、技能士について経営事項審査に付加されている(建設関係職種)。
- ・公共工事において、技能士現場常駐制度がある(建設系職種)。
- ・基幹技能者受講資格に技能士資格保持が義務づけられている(とび、配管)。
- ・技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ(全般)。
- ・職業生涯プランとしての具体的な指針となる(建築板金)。

## 第2次判断の基準について

第2次判断では、中央及び都道府県職業能力開発協会で行っている技能検定職種（以下単に「技能検定職種」という。）を6つのカテゴリーに分けた上でカテゴリーごとの標準的な社会的便益を数値（標準点数）で表し、第1次判断をクリアできなかった統廃合等検討対象職種ごとの社会的便益を標準点数と比較することにより、統廃合等を行うべきかを判断する。

### 1 技能検定職種のカテゴライズ

技能検定職種を、以下の図のように、①建設型、②製品生産・労働集約型、③製品生産・機械化型、④整備型、⑤生産基盤提供型、⑥工芸型にカテゴライズする。



(参考) 平成19年度以前6年間の年間平均受検者数が100人以下の職種

分類	30人以下	31人～50人	51人～100人
①	建築図面製作、れんが積み、 コンクリート積みブロック 施工、スレート施工	ウェルポイント施工	エーエルシーパネル施工 、枠組壁建築
②	ガラス製品製造、金属研磨仕 上げ、製材のこ目立て		ロープ加工
③	ファインセラミックス製品 製造	機械木工	溶射、紙器・段ボール箱 製造、金属溶解
④		木工機械整備	縫製機械整備
⑤		木型製作	
⑥	竹工芸、漆器製造	陶磁器製造、印章彫刻	

## 2 カテゴリーごとの社会的便益の点数化と統廃合等の判断

(1) ①から⑤のそれぞれのカテゴリーごとに、

- ・ 技能継承に必要
- ・ 必須部品の品質維持に必要
- ・ 統一的な技能評価
- ・ 技能士常駐制度等の必要
- ・ 技能者としての自信
- ・ キャリア形成に役立つ
- ・ 社員教育
- ・ 能力開発の目標
- ・ 若手技能者の確保・定着に効果
- ・ 消費者・国民の安心・信頼
- ・ 伝統産業の振興
- ・ 国際競争力・国の技術レベルの維持

の12項目について、検討会（報告書（案）の5（1）を参照。）において採点を行い、それぞれのカテゴリーごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出しておく。

(2) 存続、廃止、統合及び指定試験機関への移行の判断は、以下の手順で行う。

- ① 第一次判断をクリアできなかった職種について、対象業界団体からのヒアリング及びパブリック・コメントをもとに、12項目の社会的便益を採点する。
- ② カテゴリーに応じて、(1)の標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行することとする。
- ③ 次年度の受検者数が100人を超え、2年連続で100人を超える場合には統廃合等の手続きを中止する。

## 具体的な作業スケジュール（案）

＜初年度の例＞

平成21年 9月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次判断</li> </ul>
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象業界への通知（第2次判断に進むこと）</li> <li>・ パブリック・コメント用の社会的便益に関する質問項目の送付</li> </ul>
12月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象業界から社会的便益に関する回答送付</li> </ul>
平成22年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリック・コメント（対象業界からの回答を添付）</li> </ul>
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象業界（及び関係業界）ヒアリング</li> <li>・ パブリック・コメントとあわせて採点し、存続か否かの検討結果を対象業界に通知</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のまま存続すべきでないとされた職種については、対象業界と行政の間で今後の対応を協議  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 即時廃止、統合相手を探す、指定試験機関への移行など</li> </ul> </li> <li>・ 即時廃止の場合は、3月末をもって廃止。</li> </ul>
9月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20年度・21年度とも100人を超えている場合は、統廃合等の手続きを中止。</li> </ul>
平成23年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統廃合又は指定試験機関への移行実施</li> </ul>

# 参 考

## 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会開催要綱

### 1 趣旨

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者や労使関係者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、①企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、②検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

今般、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者、その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行うこととする。

### 2 検討事項

- (1) 職種の統廃合等の考え方について
- (2) 職種の統廃合等の具体的な進め方について
- (3) 技能検定試験の実施主体を営利団体にも開放することの是非について
- (4) その他

### 3 運営

- (1) 専門調査員会は、厚生労働省職業能力開発局長が、別紙のメンバーの参集を求めて開催する。
- (2) 専門調査員会の座長は別紙のメンバーの互選により選出するものとする。
- (3) 専門調査員会の事務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会メンバー

天野 富男	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院教授
北浦 正行	社会経済生産性本部事務局次長
柴田 裕子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部 政策研究業務企画室長
橋本 光男	職業能力開発総合大学校電気システム工学科教授
松井 泰則	立教大学経営学部教授
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸学科准教授
八木澤 徹	日刊工業新聞社編集委員兼論説委員
和田 充夫	関西学院大学商学部教授

五十音順・敬称略



## 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会開催経過

### ◎第1回（平成20年5月26日）

- 「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」開催の趣旨について
- 技能検定制度の概要及び実施状況について
- 今後の議論の進め方について
- 意見交換

### ◎第2回（平成20年6月26日）

- 職種の新廃合等の考え方について  
－技能検定における便益と費用について－
- 調査及び試算について

### ◎第3回（平成20年10月21日）

- アンケート調査結果について
- 技能検定職種の統廃合等に係る指摘と論点について

### ◎第4回（平成20年11月25日）

- アンケート調査結果の再解析等について
- 専門調査員会報告書（案）について

### ◎第5回（平成20年12月18日）

- 専門調査員会報告書（案）について

## 規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)(抄)

### 5 官業改革

#### (3) 既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

##### ② 特別の法律により設立される民間法人

###### ア 中央職業能力開発協会

#### 【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参入が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、各種技能検定職種の更なる民間参入の促進を図るとともに、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参入の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方に基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等をもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

#### 【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。

#### 【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。

#### 【平成20年度結論】

# 技能検定制度の見直しに向けたアンケート調査結果の概要

## 1 調査の概要について

### (1) 業界団体調査

#### a. 調査対象

中央職業能力開発協会において「技能検定協力団体」となっている業界団体(209 団体)

#### b. 調査時期及び方法

平成 20 年 9 月

調査票を中央職業能力開発協会を經由して送付した。なお、複数の職種について検定協力団体となっている場合は、5 職種までの場合は協力している全職種、5 職種を超える場合は厚生労働省が指定した 5 職種について回答を要請した。

#### c. 回収数 192 件 (113 職種)

※ 調査票を送付した 209 団体のうち、149 団体より回答があった。

※ 件数については、1 団体から複数職種分の回答を得た場合は別カウントとしている。

### (2) 技能検定受検者調査

#### a. 調査対象

平成 20 年度前期技能検定学科試験を受験した者(サンプル調査)

#### b. 調査時期及び方法

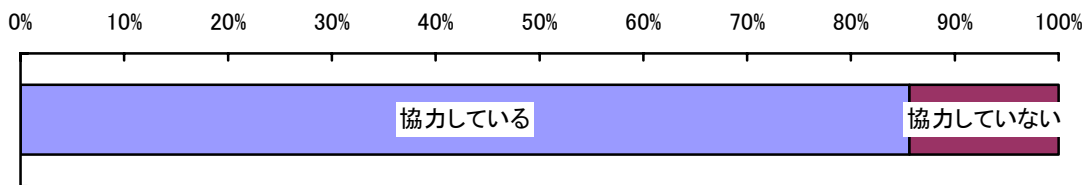
- ・平成 20 年 7 月 27 日、8 月 24 日、同 31 日、9 月 3 日、同 7 日
- ・調査票を都道府県能力開発主管課に送付し、都道府県ごとに指定した日に実施される技能検定学科試験の際に受験者に配布し、試験終了後に回収した。
- ・なお、配布数は 7 月 27 日分(主として 3 級試験)は 20 部/県、その他は各県 50 部/県の合計 2,050 部を想定していたが、都道府県の判断で増刷配布したケースもあるため、回収できた全件を集計対象とした。

#### c. 回収数 2,886 件 (44 都道府県)

## 2 業界団体調査結果の概要

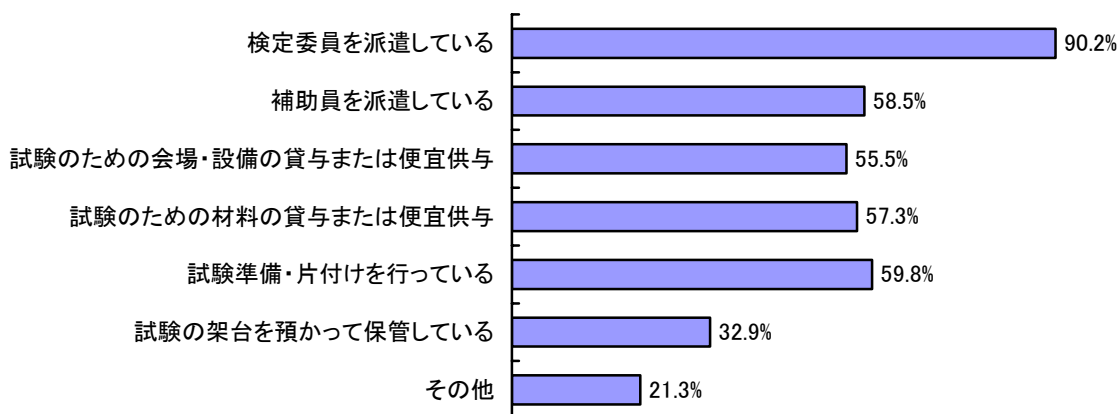
### (1) 実技試験への協力について

回答数のうち 86%が「協力している」と回答した。



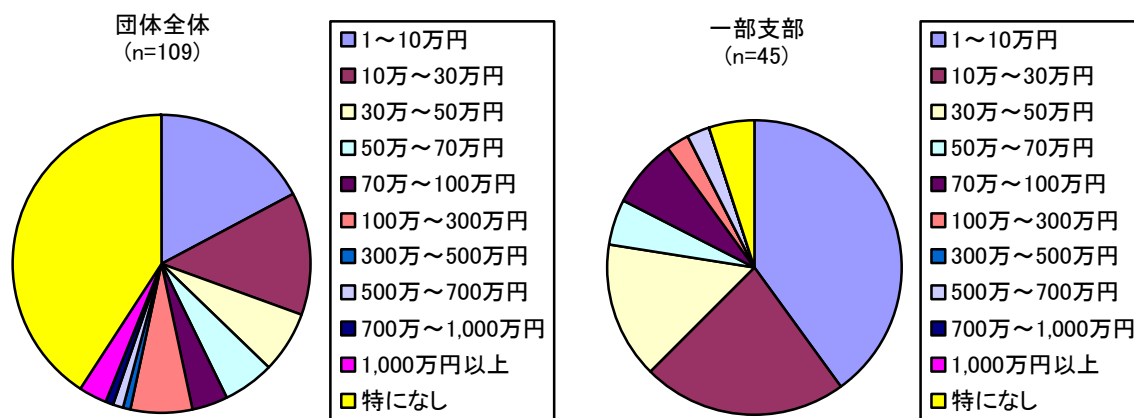
### (2) 実技試験への協力内容について

(1)で「協力している」と回答した中では、「検定委員の派遣」が9割を超えたほか、他の項目でも50%代後半の高い割合を示した。「試験の架台」は必要のない職種もあるため、割合は低めに出ている。



### (3) 実技試験実施の協りに当たり負担した費用(年間)

実技試験実施の協りに当たり団体が負担した費用は、「1～10万円」と「10～30万円」の回答が多かったが、「1,000万円以上」との回答もあった。今回調査では人の派遣や便宜供与も可能であれば金額に換算して欲しい旨要請したが、調査期間が短かったため、回答の内容に濃淡が生じたことは否めない。

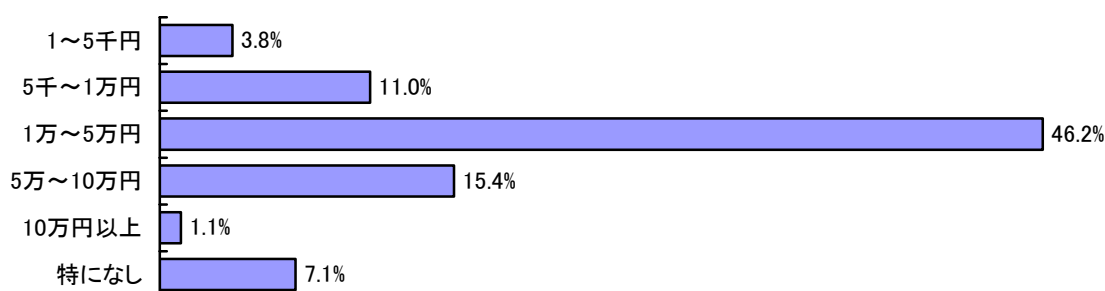


(4) 団体の関係職種が技能検定として存在するメリット

自由記入形式で回答を求めたところ、①技能者の技能水準を客観評価できる、②国家検定合格で自信と誇りにつながる、③職業の知名度が上がり、団体のまとまりが良くなる、④知識と技能の両方が身に付く、⑤技能水準の向上が製品品質の安定化につながる、等をメリットとして掲げる団体が多かった。一方、合格者の社会的地位の向上や経済的な優遇措置のためには、もっと PR が必要との意見も見られた。(個別の回答については、別紙 1 を参照のこと。)

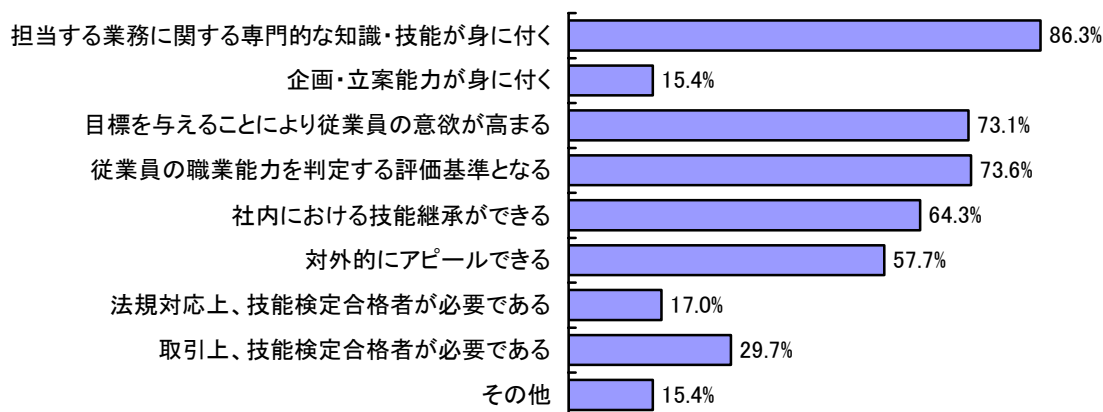
(5) 団体の傘下企業において従業員の技能検定受検のために支払っても良いと考えている費用

半数近くが「1万円～5万円」と回答した。



(6) 従業員が技能検定を受検(または合格)した場合の企業のメリット

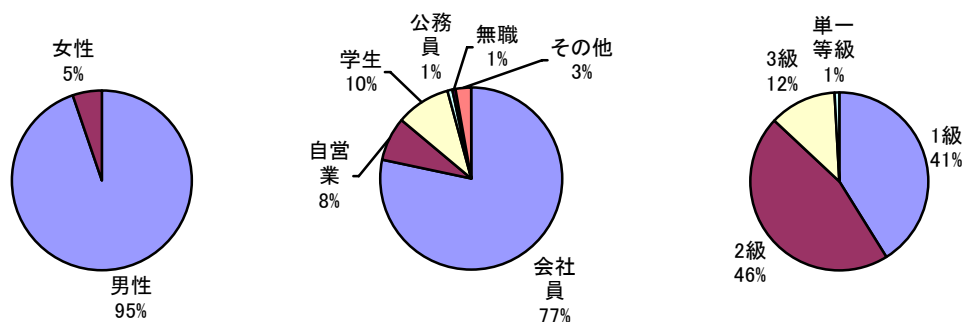
「担当業務に関する専門知識・技能が身に付く」が最多で、「従業員の能力評価基準となる」「従業員の意欲が高まる」「技能継承が出来る」も6割以上が該当ありと回答した。



### 3 技能検定受検者調査結果の概要

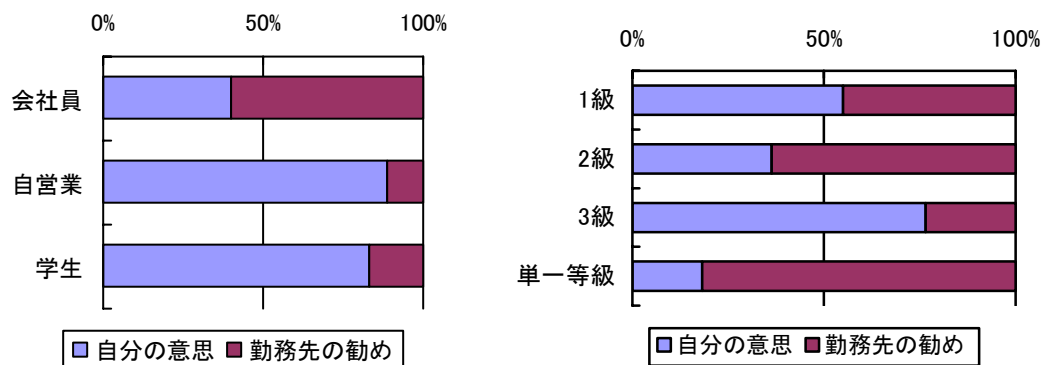
#### (1) 回答者のプロフィール

男女別では男性が95%を占め、受検者の平均年齢は31.4歳であった。  
 職業別では会社員が77%を占め、学生(10%)と自営業(8%)がこれに続く。  
 等級別では、1級と2級で全体の9割近くを占め、単一等級の受検者が僅かであった。  
 47職種から回答があり(15%は職種無記入)、機械加工(387件)、仕上げ(290件)、塗装(261件)、金属熱処理(219件)、造園(176件)、電気機器組立て(133件)等からの回答が多かった。



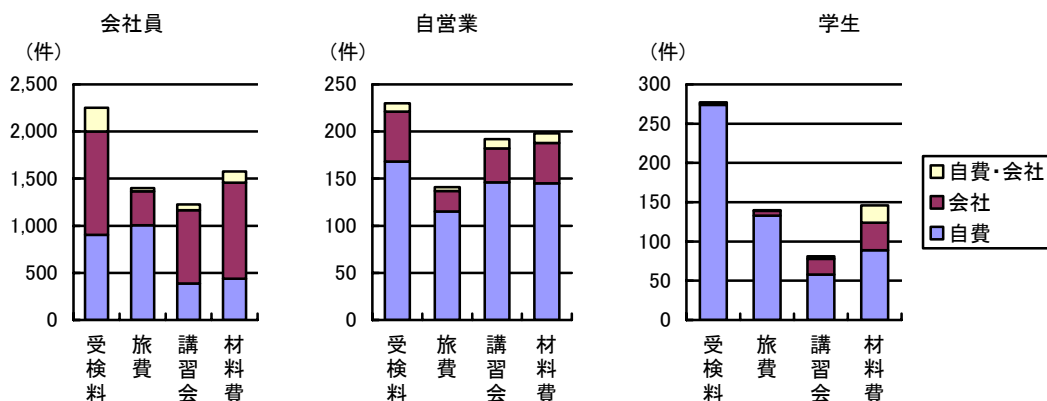
#### (2) 受検動機

職業別で見ると会社員は「勤務先の勧め」の割合が高い。等級別では3級において「自分の意思」の割合が高く、受検生の多くを学生が占めるためと思われる。



#### (3) 受検にかかった費用及びその負担方法

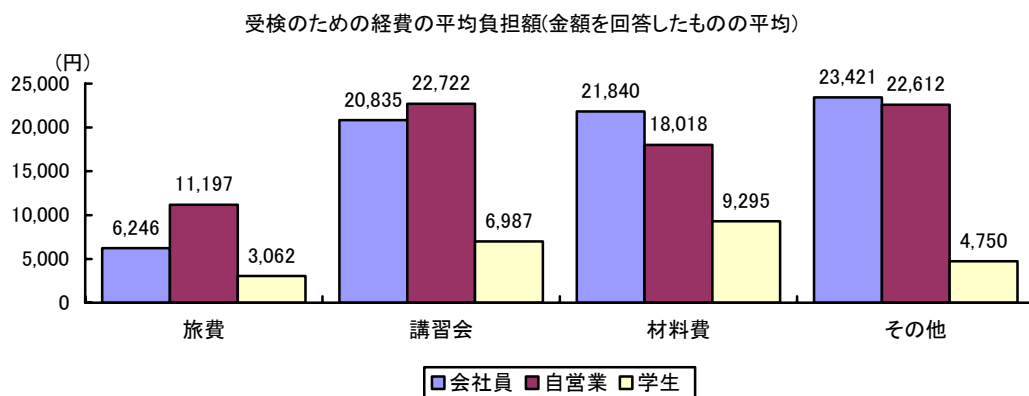
会社員は、受検料、講習会及び材料費の3項目で会社負担の割合が自費負担よりも高く、業務の一環として技能検定を受検する傾向が見られる。  
 自営業は、会社員や学生に比較すると、講習会や材料費を支弁する割合が高い。  
 学生は、講習会や材料費で「会社」の回答が一定数見られるが、授業の一環として学校で経費を負担しているものと思われる。



#### (4) 受検のためにかかった費用の具体額

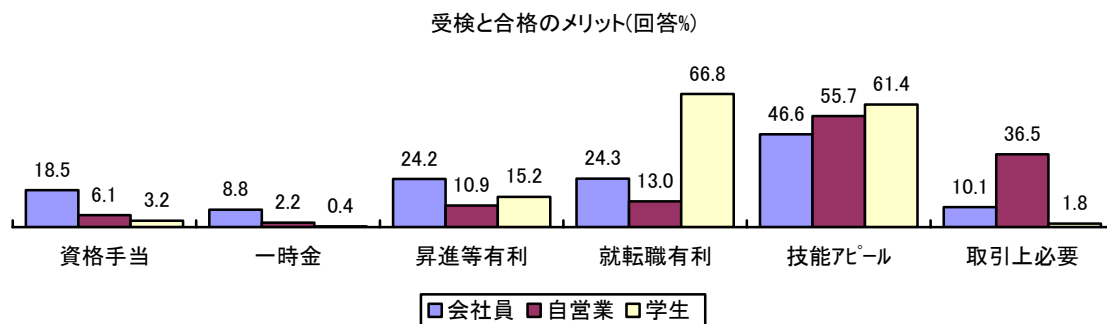
受検のためにかかった費用の具体額の平均値は、旅費で6,554円、講習会で22,302円、材料費で20,693円、その他で22,466円であった。いずれの項目も、学生の平均額は会社員や自営業に比べてかなり低水準であった。

「その他」としては、学習のためのテキスト類や、受検に必要な工具(道具)類などがあげられた。



#### (5) 受検と合格のメリット

受検と合格のメリットについて、「あり」と答えた者の割合を見ると、「技能レベルをアピールできる」が最多で、いずれの職業も高い数値を示した。「就職・転職に有利」は学生において割合が高く、「取引上の必要」は自営業において割合が高かった。なお、「資格手当」の平均額は5,945円、「一時金」の平均額は25,328円であった。



(6) 他職種または他試験の受検予定／受検経験

3 金属加工関係、及び5 電気・精密機械器具関係において、他職種の技能検定受検として多くの職種があげられた。

また、他の資格試験としては、危険物取扱者試験や施工管理技術検定が多くの職種で見られたほか、労働安全衛生関連の資格も多く見られた。(詳細は別紙2を参照のこと。)

(7) 技能検定制度をよりよいものとするための意見

技能検定試験に関しては、「受検料の軽減(特に高校生に対する負担の一層の軽減)」、「年に複数回の実施」、「受検会場を各地に設ける」、「実技試験実施時期の変更(真夏では暑すぎる)」、「合否内容の詳細の開示」など、

受検準備に関しては、「参考書、教科書の充実」、「通信講座の実施」、「受検準備講習会に係る情報の集約」など、

技能検定制度そのものに関しては、「制度の存在をもっとアピールし、認知度を上げる」、「資格を持っていることによるメリットをわかりやすく示す」などの意見が寄せられた。



## 過去6年間の技能検定実施状況(受検申請者数、降順)

注1) 備考欄の「○」は、指定試験機関による技能検定職種を示す。

注2) 「情報記録施工」は平成16年から、「ウェブデザイン」は平成19年度(2級のみ実施)から新規に実施しており、「6年間の平均」の欄には実施年度からの平均値を記入。

	備考	6年間の平均	6年間の合計	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
ファイナンシャル・プランニング	○	276,934	(1,661,601)	272,117	255,199	222,913	244,652	323,794	342,926
機械保全		28,743	(172,455)	28,098	26,597	27,732	29,068	29,775	31,185
金融窓口サービス	○	15,895	(95,370)	17,005	16,645	14,334	14,863	14,205	18,318
機械加工		14,272	(85,630)	10,895	10,769	12,679	14,234	17,123	19,930
婦人子供服製造		12,025	(72,150)	9,518	10,824	11,924	12,899	13,846	13,139
塗装		8,195	(49,168)	6,862	6,940	8,682	8,520	8,745	9,419
プラスチック成形		8,117	(48,704)	5,649	6,174	7,684	8,566	9,597	11,034
電子機器組立て		7,551	(45,308)	5,866	6,032	7,564	7,462	8,304	10,080
造園		6,826	(40,956)	6,549	6,598	7,826	7,317	6,704	5,962
レストランサービス	○	6,403	(38,415)	5,768	5,713	6,274	5,749	7,567	7,344
半導体製品製造		5,038	(30,225)	4,964	5,211	5,379	5,039	4,660	4,972
機械検査		4,948	(29,690)	3,502	3,520	4,317	5,028	6,010	7,313
機械・プラント製図		4,848	(29,090)	4,325	4,051	4,729	5,224	5,343	5,418
仕上げ		4,779	(28,674)	4,419	4,183	4,654	4,519	5,039	5,860
配管		4,694	(28,164)	5,039	4,845	5,148	4,649	4,312	4,171
防水施工		4,261	(25,563)	4,043	3,777	4,438	4,373	4,512	4,420
建築大工		4,092	(24,549)	3,158	2,961	4,175	4,659	4,836	4,760
ビルクリーニング	○	3,346	(20,078)	3,414	3,302	3,584	3,480	3,234	3,064
鉄筋施工		3,096	(18,574)	2,777	2,798	3,473	3,021	3,128	3,377
電気機器組立て		2,880	(17,279)	2,551	2,182	2,520	2,797	3,267	3,962
とび		2,806	(16,835)	2,197	2,255	3,039	2,809	3,234	3,301
建設機械整備		2,738	(16,427)	2,663	2,309	2,815	2,433	2,976	3,209
金属プレス加工		2,713	(16,279)	1,553	1,714	2,431	2,591	3,621	4,369
建築板金		2,512	(15,069)	2,125	2,249	2,679	2,509	2,771	2,736
金属熱処理		2,511	(15,068)	1,785	1,892	2,416	2,523	2,911	3,541
内装仕上げ施工		2,195	(13,172)	2,107	1,895	2,405	2,212	2,212	2,341
型枠施工		2,164	(12,986)	2,024	1,983	2,196	2,008	2,220	2,555
工場板金		2,164	(12,981)	1,547	1,694	2,038	2,334	2,589	2,779
空気圧装置組立て		2,095	(12,567)	1,600	1,776	2,175	2,095	2,423	2,498
農業機械整備		1,887	(11,320)	1,514	1,430	2,072	2,160	2,124	2,020
調理	○	1,793	(10,759)	1,881	1,782	1,836	1,672	1,845	1,743
フラワー装飾		1,717	(10,300)	1,265	1,235	1,505	1,797	2,268	2,230
自動販売機調整		1,651	(9,906)	1,624	1,492	1,773	1,846	1,674	1,497
鉄工		1,600	(9,600)	1,334	1,375	1,666	1,662	1,667	1,896
冷凍空調和機器施工		1,546	(9,278)	1,360	1,456	1,672	1,643	1,573	1,574
左官		1,508	(9,046)	1,540	1,347	1,633	1,458	1,590	1,478
プリント配線板製造		1,327	(7,959)	1,135	1,119	1,187	1,411	1,497	1,610
油圧装置調整		1,301	(7,808)	1,011	1,003	1,131	1,300	1,586	1,777
園芸装飾		1,260	(7,559)	1,195	1,194	1,445	1,351	1,204	1,170
表装		1,220	(7,319)	1,123	1,199	1,420	1,278	1,178	1,121
パン製造		1,206	(7,234)	931	965	1,271	1,354	1,310	1,403
鋳造		1,197	(7,180)	769	883	1,130	1,094	1,439	1,865
和裁		1,160	(6,961)	1,309	1,142	1,320	1,203	1,015	972
ダイカスト		1,085	(6,512)	820	868	1,013	1,052	1,297	1,462
めっき		1,035	(6,210)	817	792	935	936	1,272	1,458
かわらぶき		1,035	(6,210)	1,005	961	1,095	1,168	1,047	934
舞台機構調整		1,010	(6,058)	764	981	1,067	1,093	1,078	1,075
印刷		962	(5,771)	620	696	881	989	1,280	1,305
サッシ施工		912	(5,473)	902	866	1,065	1,019	878	743
路面標示施工		909	(5,455)	944	996	1,043	981	756	735
鉄道車両製造・整備		906	(5,433)	555	700	871	939	1,152	1,216
紳士服製造		860	(5,159)	901	664	937	927	868	862
コンクリート圧送施工		860	(5,159)	833	950	1,005	885	756	730
さく井		801	(4,806)	802	837	941	815	711	700
熱絶縁施工		742	(4,450)	686	696	847	706	792	723
ハム・ソーセージ・ベーコン製造		716	(4,298)	535	628	609	687	900	939
石材施工		700	(4,199)	677	689	805	756	678	594
放電加工		696	(4,175)	638	608	684	691	785	769
家具製作		683	(4,100)	512	559	612	697	816	904
タイル張り		682	(4,091)	654	702	802	649	690	594
時計修理		670	(4,019)	457	497	668	738	758	901
産業車両整備		628	(3,765)	557	608	721	682	663	534
内燃機関組立て		622	(3,733)	613	550	658	636	602	674
産業洗浄		610	(3,657)	719	658	627	555	643	455
金属材料試験		587	(3,520)	457	431	536	652	682	762
ガラス施工		583	(3,500)	579	524	598	607	626	566
建具製作		559	(3,353)	503	511	594	559	551	635
樹脂接着剤注入施工		512	(3,070)	649	580	492	429	416	504
帆布製品製造		510	(3,058)	207	401	407	571	659	813
光学機器製造		508	(3,049)	488	442	472	536	560	551

	備考	6年間の平均	6年間の合計	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
水産練り製品製造		503	(3,018)	326	370	373	475	756	718
電気製図		493	(2,958)	607	472	522	403	401	553
強化プラスチック成形		468	(2,806)	388	471	509	410	521	507
金属ばね製造		459	(2,755)	387	412	481	470	477	528
商品装飾展示		409	(2,455)	364	305	463	459	436	428
菓子製造		401	(2,406)	374	273	389	444	459	467
自動ドア施工		364	(2,185)	305	326	359	384	403	408
畳製作		363	(2,178)	358	327	432	408	367	286
テクニカルイラストレーション		318	(1,909)	413	327	313	305	275	276
厨房設備施工		318	(1,906)	215	254	287	420	390	340
工業包装		311	(1,863)	65	190	185	370	370	683
カーテンウォール施工		298	(1,786)	374	348	304	276	267	217
バルコニー施工		297	(1,782)	325	274	265	266	322	330
ビル設備管理	○	295	(1,768)	392	370	336	271	224	175
染色		288	(1,728)	235	240	211	323	304	415
ガラス用フィルム施工	○	276	(1,656)	333	383	155	220	248	317
築炉		245	(1,470)	178	184	241	241	303	323
電子回路接続		238	(1,427)	265	255	237	255	199	216
鍛造		220	(1,322)	127	194	219	168	340	274
切削工具研削		209	(1,253)	201	182	196	200	235	239
広告美術仕上げ		207	(1,241)	182	202	190	209	237	221
製版		199	(1,196)	184	177	219	252	210	154
化学分析		192	(1,150)	162	176	177	244	192	199
情報配線施工	○	187	(746)			73	271	402	579
ブロック建築		182	(1,092)	193	182	202	168	183	164
写真		180	(1,080)	236	182	241	188	124	109
義肢・装具製作		173	(1,036)	146	157	195	181	165	192
布はく縫製		173	(1,035)	171	149	142	159	219	195
金型製作		168	(1,009)	165	151	185	230	260	181
製本		163	(977)	104	84	127	113	243	306
複写機組立て		148	(887)	189	156	124	96	182	140
粉末冶金		134	(803)	123	117	78	155	106	224
酒造		134	(801)	120	136	176	142	114	113
貴金属装身具製作		118	(710)	91	102	140	129	103	145
みそ製造		116	(696)	242	-	264	-	190	-
ニット製品製造		113	(675)	56	80	70	135	155	179
アルミニウム陽極酸化処理		112	(674)	64	92	111	120	131	156
寝具製作		112	(673)	41	27	111	158	168	168
塗料調色		112	(669)	117	128	95	110	103	116
製麺		107	(641)	30	144	41	260	76	90
ロープ加工		99	(593)	84	91	89	106	122	101
エーエルシーパネル施工		97	(582)	108	108	97	89	84	96
枠組壁建築		90	(541)	100	79	91	121	58	92
縫製機械整備		78	(470)	76	77	80	65	96	76
ウェブデザイン	○	73	(73)						73
紙器・段ボール箱製造		65	(390)	86	21	62	46	129	46
溶射		64	(381)	67	95	63	92	55	9
金属溶解		61	(368)	28	77	15	76	73	99
木型製作		44	(264)	69	26	71	30	41	27
陶磁器製造		40	(238)	46	16	89	7	72	8
印章彫刻		37	(220)	23	32	32	48	54	31
ウェルポイント施工		34	(203)	37	60	57	26	23	-
機械木工		33	(200)	37	36	35	52	40	-
木工機械整備		32	(194)	67	-	66	-	60	1
ファインセラミックス製品製造		26	(158)	55	40	25	38	-	-
建築図面製作		23	(139)	36	34	23	12	32	2
れんが積み		13	(79)	27	-	22	-	30	-
ガラス製品製造		11	(67)	12	-	33	-	22	-
金属研磨仕上げ		11	(66)	23	-	18	0	25	-
竹工芸		11	(63)	18	-	20	-	-	25
コンクリート積みブロック施工		8	(47)	30	-	12	-	5	-
漆器製造		4	(25)	-	-	25	-	-	-
スレート施工		3	(15)	0	-	15	-	-	-
製材のこ目立て		0	(0)	-	0	-	-	-	-

## 技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

平成 24 年 11 月 13 日 制定

平成 27 年 1 月 9 日 一部改正

技能検定職種の統廃合等に関する検討会

## 1 趣旨

- (1) 技能検定は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業の発展に貢献してきたところであるが、引き続きこの制度の安定的な運営を図るためには変化する産業動向に照らして見直しを行う必要がある。
- (2) こうした中で、平成 23 年 10 月の総務省「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）」において、技能検定制度等に対して「受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。」との指摘がなされたところである。
- (3) このため、技能検定試験について関係者の意見を踏まえ、必要な基盤となる技能と技術革新とが整合した見直しを定期的に行うことが重要であり、これまで技能検定職種の統廃合等の検討が進められてきたところであるが、更に技能検定試験の実施単位である作業についても、受検者数の少ない技能検定作業を対象に、計画的な検証を行い、必要な見直しを行う必要がある。
- (4) 具体的には、見直しの進め方として、まず、試験内容の妥当性、技能検定活用への業界の取組等の技能検定の活性化のための取組を優先して、検討及び実施することとし、そのような検討を行っても受検者数が増加しない作業については、他の作業との統合あるいは作業の廃止の検討を行う。
- (5) なお、検討に当たっては、対象となる作業分野に係る専門家により、既存作業との類似性や関係等技術的な側面を踏まえて実施する必要がある。

## 2 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

全ての作業について検証を行い、必要な見直しを行うことが望ましいが、対象数が膨大であり、変化する産業動向や作業現場の実態への対応や見直しの効率性の観点から、優先順位を明確にする必要がある。このため、前掲の総務省勧告も踏まえ、受検者数の少ない作業を検討対象とすることとし、以下の基準により選定すべきである。

## (1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

## ア 1 職種 1 作業の場合

平均受検申請者数 100 人以下（直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 100 人を超えているものを除く）。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 50 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 30 人以上で、3 年毎の実施であるもの

イ 1 職種 2 作業の場合 (100÷2→50)

平均受検申請者数 50 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 50 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 25 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 15 人以上で、3 年毎の実施であるもの

ウ 1 職種 3 作業以上の場合 (100÷3→30)

平均受検申請者数 30 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 30 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 15 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 9 人以上で、3 年毎の実施であるもの

(2) 作業の廃止の検討対象の選定基準

上記 (1) に関わらず、設置されている全等級において、直近 10 年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止の検討対象とする。

3 検討体制及び検討内容

対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。

① 試験内容の妥当性

- ・事業所現場における技能の実態の把握
- ・事業所現場における技術革新の進展に伴い求められる技能の変化状況
- ・他の作業との技能の重複状況
- ・出題範囲「試験科目及びその範囲並びにその細目」の見直し

② 関係業界の取組

- ・業界内での技能士の評価及び活用の状況
- ・技能士資格取得による労働者のメリットの状況
- ・技能士雇用による企業のメリットの状況
- ・技能士養成の教育訓練の取組状況

③ 社会的便益の状況

- ・社会的ニーズの状況、必要性の状況
- ・残していかなければならない技能の検討

④ 試験実施間隔の見直し

- ・受検者数に応じた試験実施間隔の検討（一部等級のみの実施を含む）

これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。

# 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準 の一部改正について

## 改正前

### 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下
3	当面休止 又は 不定期実施	受検申請者数に関する規定なし		

## 改正後

### 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H27. 1. 9技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

#### (1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下

#### (2) 作業の廃止の検討対象の選定基準

上記(1)に関わらず、設置されている全等級において、直近10年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止の検討対象とする。

職種・作業別 受検申請者数の推移（全等級計、平成24年度～平成29年度）

参考資料5

職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
1 ウェブデザイン ウェブサイトデザイン作業	2,805	2,592	2,787	2,942	3,437	3,785	18,348	指定試験機関方式
2 キャリアコンサルティング キャリアコンサルティング作業	4,942	8,496	5,560	6,736	6,962	6,030	38,726	指定試験機関方式
3 ピアノ調律 ピアノ調律作業	1,270	1,094	772	683	702	617	5,138	指定試験機関方式
4 ファイナンシャル・プランニング 資産相談業務	477,439	451,431	420,494	424,036	462,304	467,876	2,703,580	指定試験機関方式
資産設計提案業務	1,422	1,505	1,409	1,529	1,218	1,646	8,729	
個人資産相談業務	90,061	99,854	110,449	120,043	141,345	148,412	710,164	
中小事業主資産相談業務	176,833	159,151	140,193	140,611	147,478	144,777	909,043	
生保顧客資産相談業務	7,710	7,806	7,052	7,165	6,967	6,612	43,312	
損保顧客資産相談業務	75,495	71,201	58,743	53,843	54,280	52,824	366,386	
保険顧客資産相談業務	1,046	926	720	639	610	543	4,484	
学科試験のみ	74,944	65,219	59,769	58,809	67,414	68,738	394,893	
5 知的財産管理	49,928	45,769	42,159	41,397	42,992	44,324	266,569	
特許専門業務	18,315	18,514	17,991	18,265	18,982	17,862	109,929	指定試験機関方式
コンテンツ専門業務	503	632	675	701	788	707	4,006	
ブランド専門業務	261	305	354	288	297	230	1,735	
管理業務	-	-	357	257	253	187	1,054	
6 金融窓口サービス 金融窓口サービス業務	17,551	17,577	16,605	17,019	17,644	16,738	103,134	指定試験機関方式
テラー業務	17,816	16,316	15,058	14,785	13,094	12,777	89,846	
金融商品コンサルティング業務	8,563	7,825	6,945	7,116	5,992	5,380	41,821	
学科試験のみ	7,056	6,374	5,964	5,750	5,490	5,765	36,399	
7 接客販売 レディースファッション販売	2,197	2,117	2,149	1,919	1,207	1,252	10,841	
メンズファッション販売	-	-	-	-	405	380	785	
ギフト販売	-	-	-	-	-	418	418	指定試験機関方式
8 着付け 着付け作業	-	-	-	-	-	111	111	H29新設
9 レストランサービス レストランサービス作業	-	-	-	-	-	77	77	
10 フィットネスクラブ・マネジメント フィットネスクラブ・マネジメント作業	-	-	-	-	-	230	230	
11 ビル設備管理 ビル設備管理作業	1,743	1,558	1,250	1,213	1,132	1,298	8,194	指定試験機関方式
12 園芸装飾 室内園芸装飾作業	1,743	1,558	1,250	1,213	1,132	1,298	8,194	
13 造園 造園工事作業	3,840	4,155	4,349	4,261	4,436	4,571	25,612	指定試験機関方式
14 さく井 パーカッション式さく井工事作業	3,840	4,155	4,349	4,261	4,436	4,571	25,612	
ロータリー式さく井工事作業	-	-	-	-	-	121	121	指定試験機関方式
15 金属溶解 鋳鉄溶解作業	-	-	-	-	-	121	121	H29新設
鋳鋼溶解作業	57	85	75	75	99	99	490	指定試験機関方式
軽合金溶解炉溶解作業	57	85	75	75	99	99	490	
16 鋳造 鋳鉄鋳物鋳造作業	1,110	1,073	1,080	1,072	1,040	1,009	6,384	
鋳鋼鋳物鋳造作業	1,110	1,073	1,080	1,072	1,040	1,009	6,384	
非鉄金属鋳物鋳造作業	4,721	4,708	4,798	4,862	4,791	4,815	28,695	
17 鍛造 自由鍛造作業	4,721	4,708	4,798	4,862	4,791	4,815	28,695	
ハンマ型鍛造作業	577	503	590	578	566	589	3,403	
プレス型鍛造作業	139	127	182	142	136	137	863	
18 金属熱処理 一般熱処理作業	438	376	408	436	430	452	2,540	
浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	94	15	48	72		52	281	3年に1回実施、平均30人以上
高周波・炎熱処理作業	94	15		72			181	選定基準該当
19 粉末冶金 成形・再圧縮作業			14			20	34	
焼結作業			34			32	66	
16 鋳造 鋳鉄鋳物鋳造作業	1,780	1,649	1,764	2,001	1,959	2,377	11,530	
鋳鋼鋳物鋳造作業	1,444	1,327	1,493	1,660	1,524	1,911	9,359	
非鉄金属鋳物鋳造作業	64			41			105	
17 鍛造 自由鍛造作業	252	296	248	274	400	434	1,904	
18 金属熱処理 一般熱処理作業	251	158	263	199	294	230	1,395	
ハンマ型鍛造作業								H13より休止
プレス型鍛造作業	54	14	94	31	103	23	319	
19 粉末冶金 成形・再圧縮作業	197	144	169	168	191	207	1,076	
焼結作業	4,596	5,103	5,381	5,450	5,594	4,750	30,874	
浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	3,008	3,346	3,371	3,339	3,363	3,009	19,436	
高周波・炎熱処理作業	739	790	909	946	977	757	5,118	
20 成形・再圧縮作業	576	670	788	879	944	639	4,496	
21 焼結作業	97	158	66	96	89	119	625	
22 成形・再圧縮作業		157		96		119	372	
23 焼結作業	97	1	66		89		253	

職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
20 機械加工	22,250	21,128	21,240	21,175	21,269	22,168	129,230	
普通旋盤作業	10,052	9,689	10,047	10,278	10,295	11,168	61,529	
立旋盤作業	2	1	1		1	1	6	H23より休止
フライス盤作業	2,385	2,208	2,240	2,278	2,389	2,615	14,115	
ブローチ盤作業								H9より休止
ボール盤作業	46		1		24		71	
横中ぐり盤作業	3	28	2		18		51	
ジグ中ぐり盤作業		19	1	1	13		34	選定基準該当
平面研削盤作業	915	825	790	763	762	664	4,719	
円筒研削盤作業	349	361	329	297	326	247	1,909	
心無し研削盤作業	57	48	5	62		35	207	
ホブ盤作業	241	216	201	216	197	170	1,241	
歯車形削り盤作業								H18より休止
かさ歯車歯切り盤作業								H18より休止
ホーニング盤作業								H12より休止
数値制御旋盤作業	2,163	2,037	1,976	1,950	1,831	1,695	11,652	
数値制御フライス盤作業	1,184	1,143	1,133	1,082	1,101	980	6,623	
数値制御ボール盤作業	16						16	H25より休止
数値制御平面研削盤作業	7	1					8	H25より休止
数値制御円筒研削盤作業	5	2	1				8	H25より休止
数値制御ホブ盤作業	39	2	1	38	1	2	83	
マシニングセンタ作業	3,958	3,755	3,615	3,429	3,331	3,471	21,559	
精密器具製作作業	1	1	24	1	1	32	60	
けがき作業						1	1	H17より休止
21 放電加工	655	653	563	553	542	581	3,547	
形彫り放電加工作業	1						1	H22より休止
数値制御形彫り放電加工作業	195	203	191	182	171	174	1,116	
ワイヤ放電加工作業	415	400	337	339	330	359	2,180	
22 金型製作	159	89	140	106	119	84	697	
プレス金型製作作業	99	72	88	93	74	71	497	
プラスチック成形用金型製作作業	49		42		30		121	選定基準該当
23 金属プレス加工	3,454	3,283	3,324	3,583	3,877	4,934	22,455	
金属プレス作業	3,355	3,199	3,219	3,491	3,780	4,856	21,900	
24 鉄工	2,159	2,010	2,104	2,303	2,374	2,939	13,889	
製缶作業	307	297	279	281	300	292	1,756	
構造物鉄工作業	1,852	1,713	1,825	2,022	2,074	2,647	12,133	
構造物現図作業								H22より休止
25 建築板金	1,542	1,495	1,615	1,688	1,902	1,853	10,095	
内外装板金作業	1,013	985	1,050	1,102	1,255	1,170	6,575	
ダクト板金作業	529	510	565	586	647	683	3,520	
26 工場板金	2,594	2,334	2,415	2,561	2,780	3,047	15,731	
曲げ板金作業	716	665	631	604	588	574	3,778	
打出し板金作業	337	329	307	305	280	272	1,830	
機械板金作業	1,104	936	1,077	1,240	1,466	1,801	7,624	
数値制御メットパンプレス板金作業	357	306	296	301	338	288	1,886	
27 めっき	1,618	1,508	1,508	1,628	1,635	2,085	9,982	
電気めっき作業	1,357	1,257	1,242	1,339	1,473	1,679	8,347	
溶融亜鉛めっき作業	215	202	210	243	114	356	1,340	
28 アルミニウム陽極酸化処理	110	128	139	52	171	123	723	
陽極酸化処理作業	110	128	139	52	171	123	723	
29 溶射	114	87	154	83	170	69	677	
防食溶射作業	114		154	1	170	1	440	
肉盛溶射作業		87		82		68	237	
30 金属ばね製造	576	567	574	563	540	521	3,341	
線ばね製造作業	364	363	386	389	343	307	2,152	
薄板ばね製造作業	212	204	188	174	197	214	1,189	
31 ロープ加工	171	141	120	101	129	96	758	
ロープ加工作業	171	141	120	101	129	96	758	
32 仕上げ	5,871	5,858	5,415	5,637	5,672	5,800	34,253	
治工具仕上げ作業	1,135	1,138	1,026	1,084	1,166	1,182	6,731	
金型仕上げ作業	450	426	420	464	507	576	2,843	
機械組立仕上げ作業	3,881	3,864	3,553	3,630	3,484	3,539	21,951	
33 切削工具研削	256	226	191	201	163	147	1,184	
工作機械用切削工具研削作業	234	226	191	170	163	147	1,131	
超硬刃物研磨作業	22			31			53	H29年度検討済



職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
34 機械検査	10,273	10,814	11,057	12,350	12,706	15,212	72,412	
機械検査作業	10,033	10,597	10,827	12,093	12,411	14,894	70,855	
35 ダイカスト	1,322	1,202	1,157	1,077	1,131	1,246	7,135	
ホットチャンパダイカスト作業	80	20	66	25	46	43	280	
コールドチャンパダイカスト作業	1,207	1,150	1,057	1,019	1,059	1,178	6,670	
36 機械保全	32,507	33,191	33,443	30,748	36,280	35,475	201,644	指定試験機関方式
機械系保全作業	25,599	26,210	26,114	23,898	28,282	27,781	157,884	
電気系保全作業	5,077	5,003	5,235	4,885	5,785	5,484	31,469	
設備診断作業	1,282	1,415	1,542	1,418	1,575	1,579	8,811	
37 電子回路接続	299	259	269	278	258	241	1,604	
電子回路接続作業	299	259	269	278	258	241	1,604	
38 電子機器組立て	8,765	7,760	7,699	8,634	9,141	10,622	52,621	
電子機器組立て作業	8,298	7,279	7,249	8,255	8,707	10,218	50,006	
39 電気機器組立て	5,701	6,297	5,931	6,526	6,533	7,506	38,494	
回転電機組立て作業	183	259	185	342	143	335	1,447	
変圧器組立て作業	157	141	134	135	144	135	846	
配電盤・制御盤組立て作業	1,658	1,636	1,637	1,733	1,815	2,083	10,562	
開閉制御器具組立て作業	95	164	66	179	120	231	855	
回転電機巻線製作作業	27	132	32	137	56	163	547	
シーケンス制御作業	3,397	3,765	3,661	3,791	4,042	4,337	22,993	
40 半導体製品製造	2,388	2,114	2,074	1,926	1,740	1,556	11,798	
集積回路チップ製作作業	1,608	1,473	1,387	1,344	1,155	1,057	8,024	
集積回路組立て作業	525	385	375	290	305	265	2,145	
41 プリント配線板製造	1,068	866	832	743	653	608	4,770	
プリント配線板設計作業	299	288	283	228	181	151	1,430	
プリント配線板製作作業	739	551	517	487	437	431	3,162	
42 自動販売機調整	900	909	786	632	626	533	4,386	
自動販売機調整作業	725	728	625	498	449	382	3,407	
43 産業車両整備	450	409	349	335	333	353	2,229	
産業車両整備作業	450	409	349	335	333	353	2,229	
44 鉄道車両製造・整備	1,602	1,569	1,554	1,487	1,623	1,468	9,303	
機器ぎ装作業	104		84		70		258	
内部ぎ装作業	197	259	207	179	233	193	1,268	
配管ぎ装作業	141	168	186	150	162	126	933	
電気ぎ装作業	450	482	444	401	455	421	2,653	
鉄道車両現図作業	48			59			107	
走行装置整備作業	282	285	282	326	322	329	1,826	
原動機整備作業								H18より休止
鉄道車両点検・調整作業	380	375	351	372	381	399	2,258	
45 時計修理	1,058	964	1,049	1,063	1,094	1,199	6,427	
時計修理作業	1,058	964	1,049	1,063	1,094	1,199	6,427	
46 光学機器製造	492	435	479	438	425	438	2,707	
光学ガラス研磨作業	190	177	188	175	134	181	1,045	
光学機器組立て作業	252	210	250	227	234	208	1,381	
47 内燃機関組立て	906	911	930	940	993	949	5,629	
量産形内燃機関組立て作業	865	872	890	905	952	915	5,399	
48 空気圧装置組立て	2,685	2,764	2,710	2,706	2,572	2,914	16,351	
空気圧装置組立て作業	2,634	2,697	2,635	2,640	2,495	2,827	15,928	
49 油圧装置調整	1,960	1,817	1,690	1,784	1,554	1,461	10,266	
油圧装置調整作業	1,867	1,734	1,597	1,691	1,459	1,373	9,721	
50 縫製機械整備	78		80		160		318	2年に1回実施、平均50人以上
縫製機械整備作業	78		80		160		318	
51 建設機械整備	3,170	3,159	3,514	3,687	3,838	3,817	21,185	
建設機械整備作業	3,010	2,997	3,304	3,452	3,587	3,538	19,888	
52 農業機械整備	2,000	1,780	1,808	1,832	1,692	1,769	10,881	
農業機械整備作業	2,000	1,780	1,808	1,832	1,692	1,769	10,881	
53 冷凍空気調和機器施工	1,727	1,749	1,967	2,312	2,072	2,180	12,007	
冷凍空気調和機器施工作業	1,727	1,749	1,967	2,312	2,072	2,180	12,007	
54 染色	174	234	179	213	175	334	1,309	
糸浸染作業	89	78	103	73	92	151	586	H22より休止（随時級は実施）
織物・ニット浸染作業	85	75	76	77	83	121	517	H23より休止（随時級は実施）
型紙なせん作業								H17より休止
スクリーンなせん作業								H8より休止
染色補正作業		81		63		62	206	

職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
55 ネット製品製造	137	131	96	170	153	174	861	H13より休止（随時試験は実施）
丸編みネット製造作業	36	22	17	35	28	29	167	
靴下製造作業	101	109	79	135	125	145	694	
56 婦人子供服製造	10,116	9,117	8,346	8,874	8,667	11,336	56,456	
婦人子供注文服製作作業	141	146	163	173	162	167	952	
婦人子供既製服パタンニング作業	71	98	2	179		148	498	
婦人子供既製服縫製作業	9,901	8,869	8,180	8,517	8,500	11,015	54,982	
57 紳士服製造	644	442	440	634	521	645	3,326	H23より休止
紳士注文服製作作業								
紳士既製服製造作業	641	441	438	633	520	641	3,314	
58 和裁	453	430	349	304	284	299	2,119	
和服製作作業	453	430	349	304	284	299	2,119	
59 寝具製作	199	218	134	176	182	187	1,096	
寝具製作作業	199	218	134	176	182	187	1,096	
60 帆布製品製造	601	671	579	667	666	597	3,781	
帆布製品製造作業	601	671	579	667	666	597	3,781	
61 布はく縫製	193	201	103	133	197	265	1,092	H13より休止
ワイシャツ製造作業	193	201	103	133	197	265	1,092	
衛生白衣製造作業								
62 機械木工		67				89	156	H32に再検討予定
機械木工作業		33				15	48	選定基準該当
木工機械整備作業		34				74	108	
63 家具製作	758	734	677	955	1,044	1,609	5,777	
家具手加工作業	698	613	624	816	990	1,463	5,204	
家具機械加工作業	60	1	53		54		168	
いす張り作業		120		139		146	405	
64 建具製作	334	279	340	290	266	326	1,835	選定基準該当
木製建具手加工作業	290	277	297	290	225	326	1,705	
木製建具機械加工作業	44	2	43		41		130	
65 紙器・段ボール箱製造	295	200	384	308	440	549	2,176	
印刷箱打抜き作業	79	21	93	42	100	88	423	
印刷箱製箱作業	114	85	121	55	102	92	569	
貼箱製造作業	18	24	28	34	67	80	251	
段ボール箱製造作業	84	70	142	177	171	289	933	
66 製版	80	70	58		189	196	593	
DTP作業	80	70	58		189	196	593	
67 印刷	906	931	807	880	1,047	1,079	5,650	オフセット印刷作業
	906	931	807	880	1,047	1,079	5,650	
68 製本	401	425	446	456	652	746	3,126	製本作業
	401	425	446	456	652	746	3,126	
69 プラスチック成形	10,478	9,976	10,074	10,297	10,781	12,140	63,746	
圧縮成形作業	451	358	514	454	507	637	2,921	
射出成形作業	9,041	8,723	8,641	8,917	9,205	10,438	54,965	
インフレーション成形作業	372	327	360	350	365	429	2,203	
ブロー成形作業	263	252	251	246	340	308	1,660	
70 強化プラスチック成形	412	341	261	292	336	409	2,051	選定基準該当
手積み積層成形作業	272	261	229	238	271	347	1,618	
エポキシ樹脂積層防食作業	54	29	11	17	23	21	155	
ビニルエステル樹脂積層防食作業	86	51	21	37	42	41	278	
71 陶磁器製造	16	83		77			176	H29年度検討済
絵付け作業		83		58			141	H13より休止
原型製作作業								
72 石材施工	396	303	414	335	446	406	2,300	
石材加工作業	183	158	215	140	152	171	1,019	
石張り作業	129	145	120	195	218	235	1,042	
石積み作業	84		79		76		239	
73 パン製造	1,777	1,742	1,543	1,841	2,079	2,523	11,505	パン製造作業
	1,701	1,665	1,468	1,755	1,996	2,441	11,026	
74 菓子製造	445	463	369	398	401	392	2,468	
洋菓子製造作業	302	280	228	243	241	235	1,529	
和菓子製造作業	143	183	141	155	160	157	939	
75 製麺	94	131	145	122	128	183	803	
機械生麺製造作業		130		122		154	406	
機械乾麺製造作業		1	45			29	75	
手延べ干し麺製造作業	94		100		128		322	

職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
76 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	960	942	947	1,216	1,329	1,538	6,932	
77 水産練り製品製造 かまぼこ製品製造作業	639	779	634	840	770	943	4,605	
78 みそ製造 みそ製造作業	232		168		234		634	
79 酒造 清酒製造作業	95	74	76	118	159		522	各実施年での平均100人以上
80 情報配線施工 情報配線施工作業	436	400	388	512	508	674	2,918	指定試験機関方式
81 建築大工 大工工事作業	4,644	4,642	5,185	5,679	5,898	7,017	33,065	
82 枠組壁建築 枠組壁工事作業	124		77	135	137	80	553	各実施年での平均100人以上
83 かわらぶき かわらぶき作業	524	432	439	465	426	433	2,719	
84 とび とび作業	3,687	3,893	4,460	6,097	7,715	10,186	36,038	
85 左官 左官作業	1,142	1,129	1,196	1,568	1,667	1,863	8,565	
86 築炉 築炉作業	363	380	350	400	379	399	2,271	
87 ブロック建築 コンクリートブロック工事作業	123	152	161	168	224	258	1,086	
88 エーエルシーパネル施工 エーエルシーパネル工事作業		69		77		102	248	H29年度検討済
89 タイル張り タイル張り作業	278	399	423	548	485	675	2,808	
90 畳製作 畳製作作業	180	130	161	162	134	150	917	
91 配管 建築配管作業 プラント配管作業	3,502 3,365 137	3,323 3,188 135	3,407 3,266 141	3,929 3,792 137	4,141 3,950 191	4,360 4,172 188	22,662 21,733 929	
92 厨房設備施工 厨房設備施工作業	267	225	259	241	298	301	1,591	
93 型枠施工 型枠工事作業	2,093	2,196	2,540	3,670	4,015	5,216	19,730	
94 鉄筋施工 鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業	2,795 494 2,301	3,149 471 2,678	3,892 666 3,226	5,018 720 4,298	5,076 822 4,254	6,368 815 5,553	26,298 3,988 22,310	
95 コンクリート圧送施工 コンクリート圧送工事作業	513	607	655	727	725	846	4,073	
96 防水施工 アスファルト防水工事作業 ウレタン系塗膜防水工事作業 アクリル系塗膜防水工事作業 合成ゴムシート防水工事作業 塩化ビニルシート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート工法防水工事作業 FRP防水工事作業	3,402 97 1,035 102 99 435 76 1,061 220 277	3,543 68 1,038 151 71 464 86 1,077 252 336	3,628 81 1,183 118 85 557 1 1,096 245 262	4,127 79 1,239 99 58 548 188 1,364 275 277	4,279 106 1,415 134 47 543 2 1,507 263 262	4,849 133 1,377 144 104 603 128 1,861 236 263	23,828 564 7,287 748 464 3,150 481 7,966 1,491 1,677	
97 樹脂接着剤注入施工 樹脂接着剤注入工事作業	632	600	584	636	630	710	3,792	
98 内装仕上げ施工 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業	1,781 255 63 95 483 599 286	1,913 290 29 155 535 646 258	2,042 291 18 111 618 737 267	2,539 372 80 86 630 1,077 294	2,957 413 36 74 818 1,348 268	3,109 402 41 67 768 1,443 388	14,341 2,023 267 588 3,852 5,850 1,761	H23より休止
99 熱絶縁施工 保温保冷工事作業 吹付け硬質ウレタン断熱工事作業	568 466 102	675 526 149	726 537 189	748 597 151	796 625 171	893 719 174	4,406 3,470 936	

職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
100 カーテンウォール施工 金属製カーテンウォール工事作業	185	202	171	227	228	188	1,201	
101 サッシ施工 ビル用サッシ施工作業	469	553	522	603	690	648	3,485	
102 自動ドア施工 自動ドア施工作業	270	251	272	280	290	345	1,708	
103 バルコニー施工 金属製バルコニー工事作業	181	104	184	109	155	139	872	
104 ガラス施工 ガラス工事作業	426	396	428	450	469	407	2,576	
105 ウェルポイント施工 ウェルポイント工事作業	109		102	4	95	16	326	2年に1回実施、平均50人以上
106 テクニカルイラストレーション テクニカルイラストレーション手書き作業 テクニカルイラストレーションCAD作業	342	314	321	306	314	439	2,036	
107 機械・プラント製図 機械製図手書き作業 機械製図CAD作業 プラント配管製図作業	5,586	5,505	5,921	5,435	5,739	6,041	34,227	
108 電気製図 配電盤・制御盤製図作業	477	508	574	548	553	527	3,187	
109 化学分析 化学分析作業	184	192	307	361	382	447	1,873	
110 金属材料試験 機械試験作業 組織試験作業	826	790	798	775	767	801	4,757	
111 貴金属装身具製作 貴金属装身具製作作業	267	252	270	282	274	278	1,623	
112 印章彫刻 木口彫刻作業 ゴム印彫刻作業	117			101			218	3年に1回実施、平均30人以上
113 ガラス用フィルム施工 自動車フィルム作業 建築フィルム作業	227	230	162	215	185	172	1,191	指定試験機関方式
114 表装 表具作業 壁装作業	64	50		88	2	87	291	
115 塗装 木工塗装作業 建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業	8,266	8,608	8,438	9,317	10,450	11,695	56,774	
116 路面標示施工 溶融ペイント・マーク工事作業 加熱ペイント・マーク工事作業	663	722	576	610	625	651	3,847	
117 塗料調色 調色作業	120	109	129	129	122	93	702	
118 広告美術仕上げ 広告面ペイント仕上げ作業 広告面プラスチック仕上げ作業 広告面粘着シート仕上げ作業	152	164	142	190	219	224	1,091	選定基準該当 H9より休止
119 義肢・装具製作 義肢製作作業 装具製作作業	150	121	204	91	150	56	772	
120 舞台機構調整 音響機構調整作業	1,107	1,157	1,200	1,150	1,278	1,359	7,251	
121 工業包装 工業包装作業	614	717	714	1,239	1,510	2,648	7,442	
122 写真 肖像写真デジタル作業	113	172	174	158	137	138	892	

職種名(※) 作業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	直近6年計	備考
123 調理	1,247	1,120	1,120	1,095	1,044	990	6,616	指定試験機関方式
日本料理調理作業	312	303	294	264	302	277	1,752	
すし料理調理作業	14	23	30	31	24	51	173	
西洋料理調理作業	177	140	184	189	165	145	1,000	
中国料理調理作業	125	126	101	138	124	105	719	
麺料理調理作業	15	18	18	17	10	16	94	
給食用特殊料理調理作業	604	510	493	456	419	396	2,878	
124 ビルクリーニング	3,016	2,769	2,718	4,306	3,362	2,652	18,823	指定試験機関方式
ビルクリーニング作業	3,016	2,769	2,718	4,306	3,362	2,652	18,823	
125 ハウスクリーニング	214	308	284	327	365	345	1,843	指定試験機関方式
ハウスクリーニング作業	214	308	284	327	365	345	1,843	
126 産業洗浄	617	631	576	529	655	646	3,654	選定基準該当
高压洗浄作業	617	609	573	529	655	609	3,592	
化学洗浄作業		22	3			37	62	
127 商品装飾展示	390	430	291	296	337	346	2,090	
商品装飾展示作業	390	430	291	296	337	346	2,090	
128 フラワー装飾	1,866	1,960	2,099	2,105	2,133	2,142	12,305	
フラワー装飾作業	1,866	1,960	2,099	2,105	2,133	2,142	12,305	
合 計	749,145	721,981	688,575	706,144	757,380	784,048	4,407,273	

※：職種名における番号は、省令順に便宜的に付与したものである。

※：休止において計上されている人数は、随時試験又は受検者区分B若しくはDに係るものである。

※：受検者区分Bは、実技試験についてのみ、免除の資格を取得している者である。

※：受検者区分Dは、学科試験及び実技試験の両方の免除の資格を取得している者である。

休止	
設定なし	-

(休止又は設定なし以外の空欄は、受検申請者又は合格者がなかったことを示す)

## 参考資料6 技能検定の職種（作業）、等級区分及び対象とする技能の内容

技能検定職種 （※1）	選択作業	等級区分					対象とする技能の内容
		特級	1級	2級	3級	単一等級 外国人技能実習生向け2級、3級、基礎級（※2）	
1 ウェブデザイン *	ウェブデザイン作業		○	○			ウェブサイトのデザインに必要な技能
2 キャリアコンサルティング *	キャリアコンサルティング作業		○				個人の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談その他の支援を行うために必要な技能
3 ピアノ調律 *	ピアノ調律作業		○	○			ピアノの音階を作る調律、鍵盤タッチを整える整調及びピアノの修理に必要な技能
4 ファイナンシャル・プランニング *	資産相談業務		○				顧客の資産に応じた貯蓄・投資等のプランの立案・相談に必要な技能
	資産設計提案業務		○	○			
	個人資産相談業務			○	○		
	中小事業主資産相談業務			○			
	生保顧客資産相談業務			○			
	損保顧客資産相談業務			○			
5 知的財産管理 *	特許専門業務		○				知的財産の創造、保護及び活用を目的として、その管理に必要な技能
	コンテンツ専門業務		○				
	ブランド専門業務		○				
	管理業務			○	○		
6 金融窓口サービス *	金融窓口サービス		○				金融機関における窓口業務に必要な技能
	テラー業務			○			
	金融商品コンサルティング業務			○			
7 ブライダルコーディネート *	ブライダルコーディネート作業		○	○			顧客のニーズに沿った挙式・披露宴を企画・提案し、遂行するために必要な技能
8 接客販売 *	レディスファッション販売作業		○	○			小売店舗における対接客客に必要な技能
	メンズファッション販売作業		○	○			
	ギフト販売作業		○	○			
9 着付け *	着付け作業		○				顧客に着物を着付けるために必要な技能
10 ホテル・マネジメント *	ホテル・マネジメント作業		○	○			ホテルにおける経営管理に必要な技能
11 レストランサービス *	レストランサービス作業		○	○			レストランサービスに必要な技能
12 フィットネスクラブ・マネジメント *	フィットネスクラブ・マネジメント作業		○	○			フィットネスクラブの管理運営に必要な技能
13 ビル設備管理 *	ビル設備管理作業		○				ビル設備の運転監視・点検等に必要な技能
14 園芸装飾	室内園芸装飾作業		○	○			観賞用植物による装飾及びその維持管理に必要な技能
15 造園	造園工事作業		○	○			造園の設計図に基づく造園工事の施工に必要な技能
16 さく井	パーカッション式さく井工事作業		○			○	さく井工事の施工に必要な技能
	ロータリー式さく井工事作業		○			○	
17 金属溶解	鋳鉄溶解作業		○				金属の溶解に必要な技能
	鋳鋼溶解作業		○				
	軽合金溶解炉溶解作業		○				
18 鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業		○	○		○	鋳物製造工程における造型及び鋳込みに必要な技能
	鋳鋼鋳物鋳造作業	○	○				
	非鉄金属鋳物鋳造作業		○			○	
19 鍛造	自由鍛造作業		○				鍛工品の製作及び製造に必要な技能
	ハンマ型鍛造作業		○			○	
	プレス型鍛造作業		○			○	
20 金属熱処理	一般熱処理作業		○	○			金属の熱処理に必要な技能
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	○	○	○			
	高周波・炎熱処理作業		○	○			
21 粉末冶金	成形・再圧縮作業		○				焼結機械部品及び焼結含油軸受の製造に必要な技能
	焼結作業		○				
22 機械加工	普通旋盤作業		○	○		○	工作機械による金属等の切削加工、研削加工、けがき等に必要な技能
	数値制御旋盤作業		○	○		○	
	立旋盤作業		○				
	フライス盤作業		○	○		○	
	数値制御フライス盤作業		○				
	ブローチ盤作業		○				
	ボール盤作業		○				
	数値制御ボール盤作業		○				
	横中ぐり盤作業		○				
	ジグ中ぐり盤作業		○				
	平面研削盤作業		○	○			
	数値制御平面研削盤作業		○				
	円筒研削盤作業		○				
	数値制御円筒研削盤作業		○				
心無し研削盤作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分					外国人技能実 習生向け2 級、3級、基 礎級 (※2)	対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級		
22 機械加工 (続き)	ホブ盤作業		○					
	数値制御ホブ盤作業		○					
	歯車形削り盤作業		○					
	かさ歯車歯切り盤作業	○	○					
	ホーニング盤作業		○					
	マシニングセンタ作業		○	○			○	
	精密器具製作作業		○					
	けがき作業		○	○				
23 放電加工	形彫り放電加工作業		○					放電加工機による金属の加工に必要な技能
	数値制御形彫り放電加工作業	○	○					
	ワイヤ放電加工作業		○					
24 金型製作	プレス金型製作作業	○	○					金型の製作に必要な技能
	プラスチック成形用金型製作作業		○					
25 金属プレス加工	金属プレス作業	○	○				○	プレス機械による金属薄板の加工に必要な技能
26 鉄工	製缶作業		○					鉄鋼材の加工、取付け及び組立て並びに現図製作に必要な技能
	構造物鉄工作業		○				○	
	構造物現図作業		○					
27 建築板金	内外装板金作業		○	○			○	建築板金工事の施工に必要な技能
	ダクト板金作業		○				○	
28 工場板金	曲げ板金作業		○	○				金属薄板の加工及び組立てに必要な技能
	打出し板金作業		○	○				
	機械板金作業	○	○				○	
	数値制御タレットパンチプレス板金作業		○					
29 めっき	電気めっき作業	○	○	○			○	めっきに必要な技能
	溶融亜鉛めっき作業		○				○	
30 アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業		○				○	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化処理に必要な技能
31 溶射	防食溶射作業					○		溶射に必要な技能
	肉盛溶射作業					○		
32 金属ばね製造	線ばね製造作業		○					線ばね及び薄板ばねの製造に必要な技能
	薄板ばね製造作業		○					
33 ロープ加工	ロープ加工作業		○					ロープの加工に必要な技能
34 仕上げ	治工具仕上げ作業		○				○	手工具及び工作機械による機械部品の仕上げ及び組立てに必要な技能
	金型仕上げ作業	○	○				○	
	機械組立仕上げ作業		○	○			○	
35 切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業		○					切削工具の研削、研磨に必要な技能
	超硬刃物研磨作業		○					
36 機械検査	機械検査作業	○	○	○			○	機械の部品及び作動機構の検査に必要な技能
37 ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	○	○				○	ダイカスト盤による製品の製造に必要な技能
	コールドチャンバダイカスト作業		○				○	
38 機械保全 *	機械系保全作業		○	○			○	機械の保全に必要な技能
	電気系保全作業	○	○	○				
	設備診断作業		○					
39 電子回路接続	電子回路接続作業					○		電子回路における部品の接続に必要な技能
40 電子機器組立て	電子機器組立て作業	○	○	○			○	電子機器の組立て及びこれに伴う修理に必要な技能
41 電気機器組立て	回転電機組立て作業		○				○	電気機器の組立て及びこれに伴う修理に必要な技能
	変圧器組立て作業		○				○	
	配電盤・制御盤組立て作業	○	○	○			○	
	開閉制御器具組立て作業		○				○	
	回転電機巻線製作作業		○				○	
	シーケンス制御作業		○	○				
42 半導体製品製造	集積回路チップ製造作業	○	○					半導体製品の製造に必要な技能
	集積回路組立て作業		○					
43 プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	○	○	○			○	半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板の製造に必要な技能
	プリント配線板製造作業		○	○			○	
44 自動販売機調整	自動販売機調整作業	○	○					自動販売機の調整に必要な技能
45 産業車両整備	産業車両整備作業		○					産業車両の整備に必要な技能
46 鉄道車両製造・整備	機器ぎ装作業		○					鉄道車両の製造及び整備に必要な技能
	内部ぎ装作業		○					
	配管ぎ装作業		○					
	電気ぎ装作業		○					
	鉄道車両現図作業		○					
	走行装置整備作業		○					
	原動機整備作業		○					
	鉄道車両点検・調整作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分					外国人技能実 習生向け2 級、3級、基 礎級 (※2)	対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級		
47 時計修理	時計修理作業		○	○			○	時計の修理に必要な技能
48 光学機器製造	光学ガラス研磨作業	○	○					光学機器の製造に必要な技能
	光学機器組立て作業		○					
49 内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	○	○	○				内燃機関の製造工程における組立て及び調整に必要な技能
50 空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業	○	○					空気圧装置の組立て、保全に必要な技能
51 油圧装置調整	油圧装置調整作業	○	○					油圧装置の据付け、運転整備、保守管理及び調整に必要な技能
52 縫製機械整備	縫製機械整備作業		○					縫製機械の整備に必要な技能
53 建設機械整備	建設機械整備作業	○	○					建設機械の整備に必要な技能
54 農業機械整備	農業機械整備作業		○					農業機械の整備に必要な技能
55 冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業		○	○			○	冷凍、冷却及び空調和機器の据付け及び整備に必要な技能
56 染色	糸浸染作業		○				○	繊維品の染色及び染色補正に必要な技能
	織物・ニット浸染作業		○				○	
	型紙なせん作業		○					
	スクリーンなせん作業		○					
	染色補正作業		○					
57 ニット製品製造	丸編みニット製造作業		○				○	ニット製品の製造に必要な技能
	靴下製造作業		○				○	
58 婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業		○					婦人、子供服の製造に必要な技能
	婦人子供既製服パターンメイキング作業	○	○					
	婦人子供既製服縫製作業		○				○	
59 紳士服製造	紳士注文服製作作業	○	○					紳士服の製造に必要な技能
	紳士既製服製造作業		○				○	
60 和裁	和服製作作業		○	○				和服の仕立てに必要な技能
61 寝具製作	寝具製作作業		○				○	綿入れふとんの製作に必要な技能
62 帆布製品製造	帆布製品製造作業		○				○	帆布製品の製造及び取付けに必要な技能
63 布はく縫製	ワイシャツ製造作業		○				○	布はく縫製品の製造に必要な技能
	衛生白衣製造作業		○					
64 機械木工	機械木工作業		○					木工機械の整備及び木工機械による木材の加工に必要な技能
	木工機械整備作業		○					
65 家具製作	家具手加工作業		○	○			○	家具の製作に必要な技能
	家具機械加工作業		○					
	いす張り作業		○					
66 建具製作	木製建具手加工作業		○				○	建具の製作に必要な技能
	木製建具機械加工作業		○					
67 紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業		○				○	紙器及び段ボール箱の製造に必要な技能
	印刷箱製箱作業		○				○	
	貼箱製造作業		○				○	
	段ボール箱製造作業		○				○	
68 プリプレス	DTP作業		○					プリプレスに必要な技能
69 印刷	オフセット印刷作業		○				○	印刷に必要な技能
70 製本	製本作業		○				○	製本に必要な技能
71 プラスチック成形	圧縮成形作業	○	○				○	プラスチックの成形に必要な技能
	射出成形作業		○	○			○	
	インフレーション成形作業		○				○	
	ブロー成形作業		○				○	
72 強化プラスチック成形	手積み積層成形作業		○				○	強化プラスチックの成形に必要な技能
	エポキシ樹脂積層防食作業		○					
	ビニルエステル樹脂積層防食作業		○					
73 陶磁器製造	絵付け作業		○					陶磁器の製造に必要な技能
	原型製作作業		○					
74 石材施工	石材加工作業		○				○	石材の施工に必要な技能
	石張り作業		○				○	
	石積み作業		○					
75 パン製造	パン製造作業	○	○				○	パン製造に必要な技能
76 菓子製造	洋菓子製造作業		○					菓子の製造に必要な技能
	和菓子製造作業		○					
77 製麺	機械生麺製造作業						○	製麺に必要な技能
	機械乾麺製造作業						○	
	手延べ干し麺製造作業						○	
78 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業		○				○	ハム・ソーセージ・ベーコンの製造に必要な技能
79 水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業		○				○	かまぼこ製品の製造に必要な技能
80 みそ製造	みそ製造作業		○					みその製造に必要な技能
81 酒造	清酒製造作業		○					清酒製造に必要な技能
82 情報配線施工 *	情報配線施工作業		○	○				情報配線の施工に必要な技能
83 建築大工	大工工事作業		○	○			○	木造建築物の大工工事の施工に必要な技能
84 枠組壁建築	枠組壁工事作業						○	枠組壁工事に必要な技能
85 かわらぶき	かわらぶき作業		○	○			○	かわらぶきに必要な技能



技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分					対象とする技能の内容
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
86 とび	とび作業		○	○		○	とび工事の施工に必要な技能
87 左官	左官作業		○	○		○	左官工事の施工に必要な技能
88 築炉	築炉作業		○			○	工業用炉の築造及び修理に必要な技能
89 ブロック建築	コンクリートブロック工工作業		○	○			コンクリートブロック工事の施工に必要な技能
90 エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工工作業					○	エーエルシーパネル工事の施工に必要な技能
91 タイル張り	タイル張り作業		○			○	タイル工事の施工に必要な技能
92 畳製作	畳製作作業		○				畳の製作、敷込み及び修理に必要な技能
93 配管	建築配管作業		○	○		○	配管工事の施工に必要な技能
	プラント配管作業		○	○		○	
94 厨房設備施工	厨房設備施工作業		○				業務用厨房設備工事の施工に必要な技能
95 型枠施工	型枠工工作業		○	○		○	型枠工事の施工に必要な技能
96 鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業		○				鉄筋工事の施工に必要な技能
	鉄筋組立て作業		○	○		○	
97 コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工工作業		○			○	コンクリート圧送工事の施工に必要な技能
98 防水施工	アスファルト防水工工作業		○				防水工事の施工に必要な技能
	ウレタンゴム系塗膜防水工工作業		○				
	アクリルゴム系塗膜防水工工作業		○				
	合成ゴム系シート防水工工作業		○				
	塩化ビニル系シート防水工工作業		○				
	セメント系防水工工作業		○				
	シーリング防水工工作業		○			○	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工工作業		○				
FRP防水工工作業		○					
99 樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工工作業		○				樹脂接着剤注入工事の施工に必要な技能
100 内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工工作業		○	○		○	内装仕上げ工事の施工に必要な技能
	カーペット系床仕上げ工工作業		○	○		○	
	木質系床仕上げ工工作業		○				
	鋼製下地工工作業		○	○		○	
	ボード仕上げ工工作業		○	○		○	
	カーテン工工作業		○	○		○	
101 熱絶縁施工	保温保冷工工作業		○			○	熱絶縁工事の施工に必要な技能
	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工工作業		○				
102 カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工工作業		○				金属製カーテンウォール工事の施工に必要な技能
103 サッシ施工	ビル用サッシ施工作業		○			○	サッシ工事の施工に必要な技能
104 自動ドア施工	自動ドア施工作業		○				自動ドア工事の施工に必要な技能
105 バルコニー施工	金属製バルコニー工工作業					○	バルコニー工事の施工に必要な技能
106 ガラス施工	ガラス工工作業		○				ガラス工事の施工に必要な技能
107 ウェルポイント施工	ウェルポイント工工作業		○			○	ウェルポイント工事の施工に必要な技能
108 テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業		○	○			テクニカルイラストレーションの作成に必要な技能
	テクニカルイラストレーションCAD作業		○	○			
109 機械・プラント製図	機械製図手書き作業		○	○			機械及びプラント配管の製図に必要な技能
	機械製図CAD作業		○	○			
	プラント配管製図作業		○				
110 電気製図	配電盤・制御盤製図作業		○	○			電気機器の製図及び写図に必要な技能
111 化学分析	化学分析作業		○	○			化学的成分の分析に必要な技能
112 金属材料試験	機械試験作業		○				金属材料の試験に必要な技能
	組織試験作業		○				
113 貴金属装身具製作	貴金属装身具製作作業		○	○			貴金属装身具の製作に必要な技能
114 印章彫刻	木口彫刻作業		○				印章の彫刻に必要な技能
	ゴム印彫刻作業		○				
115 ガラス用フィルム施工 *	自動車フィルム作業		○				自動車用又は建築用窓ガラスのガラス用フィルム施工に必要な技能
	建築フィルム作業		○				
116 表装	表具作業		○				表具品の製作及び壁装に必要な技能
	壁装作業		○			○	

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分					外国人技能実 習生向け2 級、3級、基 礎級 (※2)	対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級		
117 塗装	木工塗装作業		○	○				塗装に必要な技能
	建築塗装作業		○				○	
	金属塗装作業		○	○			○	
	鋼橋塗装作業		○				○	
	噴霧塗装作業		○				○	
118 路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ－工－事－作－業					○		路面標示工－事－の－施－工－に－必－要－な－技－能
	加熱ペイントマシンマーカ－工－事－作－業					○		
119 塗料調色	調色作業					○		塗料調色に必要な技能
120 広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業		○					広告物の広告部分の製作に必要な技能
	広告面プラスチック仕上げ作業		○					
	広告面粘着シート仕上げ作業		○	○				
121 義肢・装具製作	義肢製作作業		○					義肢・装具の製作及び修理に必要な技能
	装具製作作業		○					
122 舞台機構調整	音響機構調整作業		○	○				ホール・劇場等の舞台における音響機構の調整操作に必要な技能
123 工業包装	工業包装作業		○				○	工業製品の輸送用包装に必要な技能
124 写真	肖像写真デジタル作業		○	○				肖像写真の撮影及び制作に必要な技能
125 調理 *	日本料理調理作業					○		調理作業に必要な技能
	すし料理調理作業					○		
	西洋料理調理作業					○		
	中国料理調理作業					○		
	麺料理調理作業					○		
	給食用特殊料理調理作業					○		
126 ビルクリーニング *	ビルクリーニング作業		○	○			○	ビル内の清掃に必要な技能
127 ハウスクリーニング *	ハウスクリーニング作業					○		在宅家屋や不動産物件を対象に、浴室、台所等の家屋の一部又は全部及び設備機器の清掃に必要な技能
128 産業洗浄	高圧洗浄作業					○		産業用設備、上下水道管等の洗浄に必要な技能
	化学洗浄作業					○		
129 商品装飾展示	商品装飾展示作業		○	○				商品の装飾展示に必要な技能
130 フラワー装飾	フラワー装飾作業		○	○				生花等による花環、花束等の製作及び会場祭壇等の装飾に必要な技能

※1：技能検定職種欄における番号は、職業能力開発促進法施行規則別表第13の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものである。

また、\*は指定試験機関により試験業務が実施される職種である。

※2：基礎級の選択作業は、通知（技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目）に基づくものを表記した。